



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

第3次都城市総合計画 基本構想

2026-2033

宮崎県都城市

2006年1月に都城市及び北諸県郡山之口町・高城町・山田町・高崎町の1市4町が合併し、新しい都城市が誕生してから20年の節目を迎えました。

これまでを振り返りますと、口蹄疫の発生や新燃岳の噴火、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、困難な局面もありましたが、市民の皆様と一緒に前を向き、力強い歩みで共に乗り越えてまいりました。

本市は、皆様と共に歩んだこの20年で、南九州の拠点都市として着実に発展するとともに、大きく進化しました。まちなかの賑わいを生んだ中心市街地中核施設Mall mallや、「肉と焼酎のふるさと都城」の拠点となる「道の駅」都城NiQLL、そして、雄大な自然を満喫できるスノーピーク都城キャンプフィールドのオープン。さらには、宮崎県と連携して進めてきた、2027年度に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会のメイン会場でもある霧島酒造スポーツランド都城も完成いたしました。

そして、「防災・経済・医療の道」として当圏域にとって極めて重要な道路であり、長年の悲願であった本市と鹿児島県志布志市を結ぶ地域高規格道路「都城志布志道路」が全線開通いたしました。既に本市のみならず当圏域に多大なる効果を生んでいるところであります。

さらには、「3つの完全無料化」など、全国トップクラスの子育て支援をはじめとした人口戦略による人口の維持や出生数の下げ止まり、日本DX大賞3年連続受賞による全国初の「殿堂入り」、プロ野球・千葉ロッテマリーンズ1軍キャンプの受入れ、そして、ふるさと納税では、これまで5度の日本一を達成するなど、本市は様々な成果を上げてきております。

これらの成果を踏まえ、本市を今よりももっと元気で素晴らしいまちにして、10年後、20年後のお子さんやお孫さんの世代でもある次の世代にしっかりと引き継いでいくため、このたび、2026年度から2033年度を計画期間とする第3次都城市総合計画を策定いたしました。

今後、本計画で掲げる都市目標像「人がつながり 笑顔あふれる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、圏域のあらゆる人がつながり、誰もが将来に対する夢と希望を持ち、笑顔で暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、慎重なご審議をいただいた都城市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、数多くのご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。



2026年3月

宮崎県都城市長

池田 宜永

目次

基本構想	(序論)	1
第1章	総合計画の策定	2
1	策定の趣旨	2
2	策定の体制	2
3	計画の構成	3
第2章	これまでの都城と現状、課題	4
1	しごと	4
2	くらし	13
3	ひと	19
4	まち	25
5	行政経営	33
6	横断的な取組	35
第3章	新たなステージへの対応	36
1	人口の推移	36
2	高まる拠点性	43

目次

基本構想	(本論)	45
第1章	計画体系・目標人口	46
1	基本構想の期間	46
2	目標人口	47
3	人口維持に向けたまちづくり	48
4	総合計画の体系と基本構想のフレーム	49
第2章	まちづくりの基本的な考え方	50
1	本市の目指すまちの姿	50
2	都市目標像	53
3	まちづくりの基本方針	54
4	行政経営の基本姿勢	58
資料		59
1	総合計画策定までの経過	60
2	都城市総合計画審議会	61
3	第3次都城市総合計画策定市民委員会	66
4	関係条例等	69

基本構想（序論）

1 策定の趣旨

本市は、2006（平成18）年1月に新「都城市」として誕生し、2026（令和8）年に市制施行20周年の節目を迎えました。少子高齢化や人口減少社会に対応するため、2008（平成20）年に「第1次都城市総合計画」、2018（平成30）年に「第2次都城市総合計画」を策定し、「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」を都市目標像に掲げ、「市民が主役のまち」、「ゆたかな心が育つまち」、「地の利を活かしたまち」、「賑わいのあるまち」、「緑あふれるまち」を本市の目指すまちの姿として、その実現に向けた様々な施策を進めてきました。

近年では、移住支援をはじめとした人口の社会増対策に積極的に取り組み、2024（令和6）年度には、13年ぶりに人口増加に転じるなど、計画を策定した当時とは、本市を取り巻く状況が大きく変化しています。

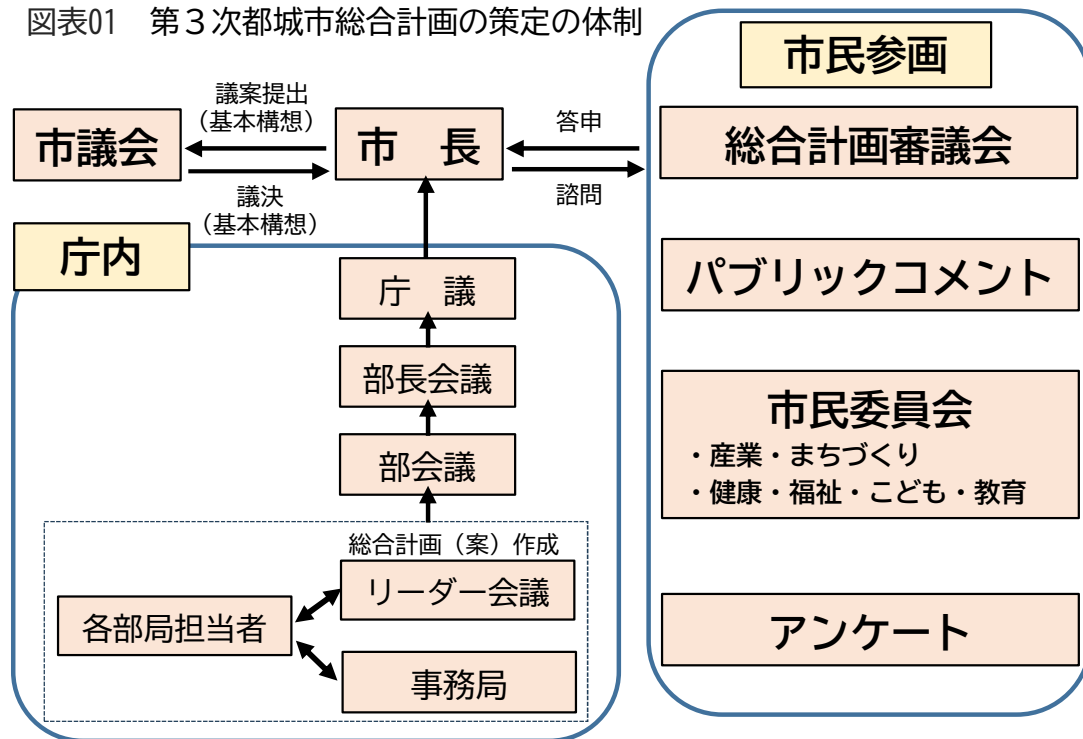
また、社会情勢の変化や物価高騰等の経済情勢の影響も顕著となっており、こうした状況を踏まえ、今後、新たな課題に対応するため、「第2次都城市総合計画」の計画期間満了前に、本市の将来像の実現に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針として、「第3次都城市総合計画」を策定します。

2 策定の体制

本計画の策定に当たっては、第2次計画の策定と同様に市民参画を積極的に推進し、新しいまちづくりに対する提言を求めるために、「第3次都城市総合計画策定市民委員会」を「産業・まちづくり」と「健康・福祉・子ども・教育」の分野別に設置しました。また、市民意識調査に加え、学生に対してもアンケート調査を実施するなど、できるだけ多くの市民の意見の反映を心がけました。

さらに、基本構想の原案策定後は、「パブリックコメント制度」を活用し、幅広い市民の意見の反映に努めました。そのような過程を経て検討した原案を、学識経験者等で構成する「都城市総合計画審議会」に諮問し、答申をいただきました。

図表01 第3次都城市総合計画の策定の体制



1 パブリックコメント制度：行政が政策、制度等を決定する際に住民等の意見を聞いて、それらの意見を考慮しながら最終決定を行うしくみのこと。

3 計画の構成

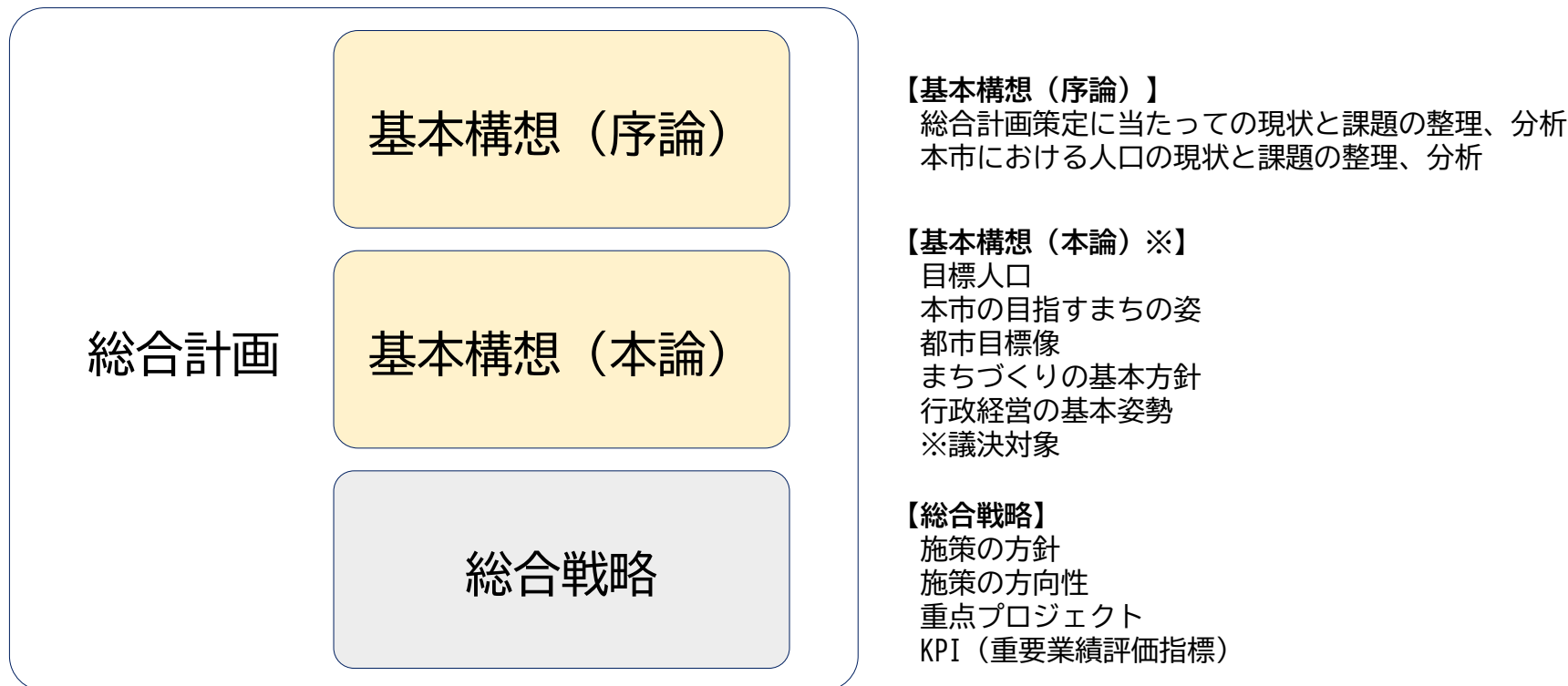
第3次総合計画は、第2次総合計画と同様に、わかりやすさ（明快性）と策定後の成果の達成度（実効性）を向上させることを主眼に、長期的な視点に立ったまちづくりの指針としての「基本構想」と、その基本構想を実現するための基本的な取組方針や施策の方向性を定める「総合戦略」の2層構造をもって、本市の「総合計画」とします。

基本構想は、本市が目指すまちの姿や都市目標像、まちづくりの基本的な方針や行政経営の基本姿勢を示した長期的視点に立った計画です。

一方、総合戦略は、基本構想に基づき実施すべき施策の方針やその方向性、具体的に取り組むべき課題に的確に対応するため、重点プロジェクトや定量的な重要業績評価指標（KPI²）を設定します。

なお、総合戦略は、地方版総合戦略としてのまち・ひと・しごと創生総合戦略及び行財政改革大綱を兼ねるものとしています。

図表02 第3次都城市総合計画の構成



2 KPI（重要業績評価指標）：Key Performance Indicatorの略。目標の達成度を評価するための定量的な指標。

1 しごと

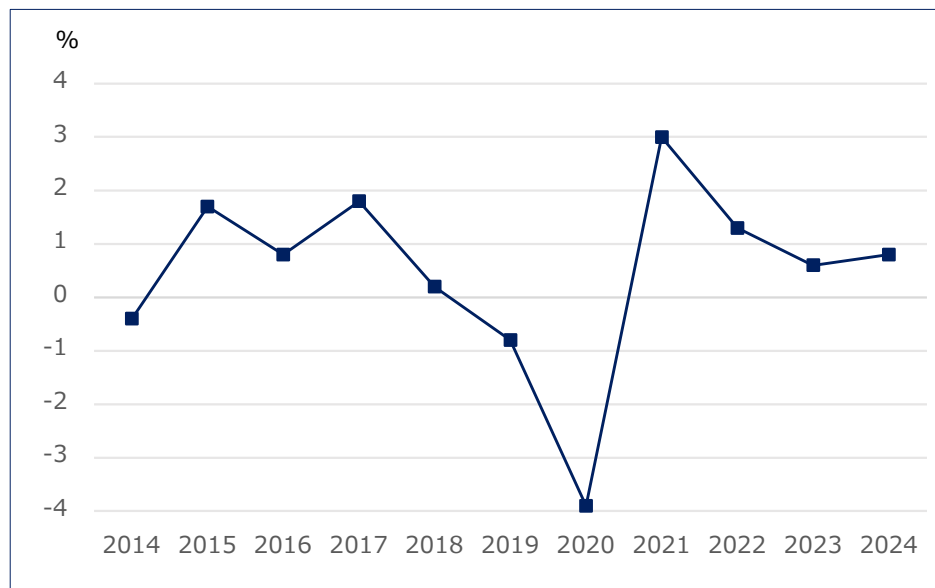
■ 国内外の経済の動向

世界経済は、2021（令和3）年には、新型コロナウイルス感染症による景気低迷から回復し、大幅な成長率の上昇となったものの、長期化するウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化、地政学的リスクの高まりによる資源価格の変動、世界的なインフレ圧力と各国の金融政策調整により、不安定な状況が続いています。

日本経済についても、2021（令和3）年に新型コロナウイルス感染症による影響からの回復により成長率の上昇が見られたものの、世界経済の影響を受け、政治的不安定要素も加わり、先行きの不透明感が一層増しています。

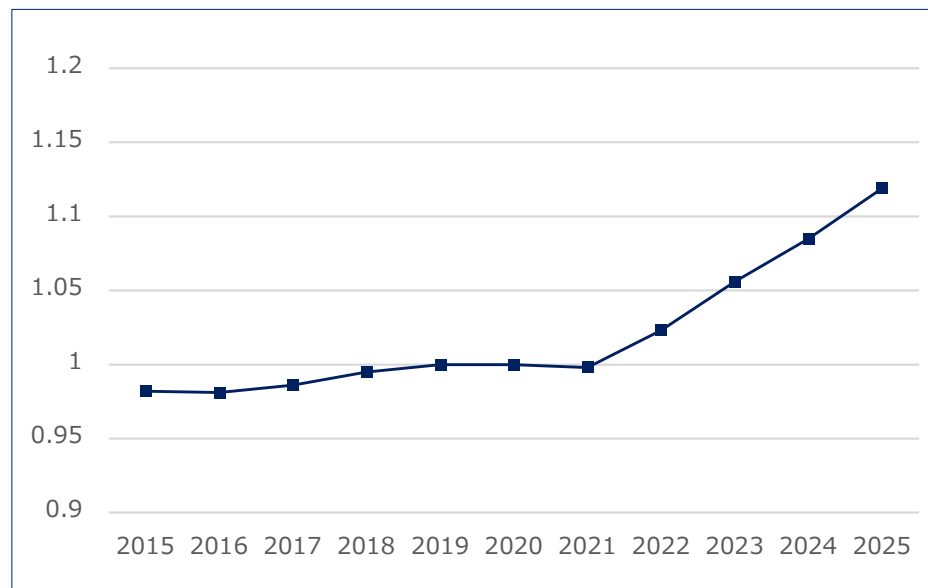
特に物価高騰は深刻な問題となっており、電気代やガソリンなどの燃料費、食料品を中心に上昇が続いています。日本では2024（令和6）年も物価上昇が継続し、実質賃金の伸び悩みから家計を圧迫しています。円安の影響も相まって輸入品価格が上昇し、国民生活への圧迫が強まっています。日銀の展望では2025（令和7）年以降も緩やかな物価上昇が予測されており、消費者の生活防衛意識が高まっています。

図表03 日本における経済成長率の推移（実質GDPの対前年度比）



出典：内閣府 年次経済財政報告 長期経済統計

図表04 消費者物価指数の推移（2020年を1とした場合）



出典：総務省統計局統計データ 消費者物価指数（CPI）

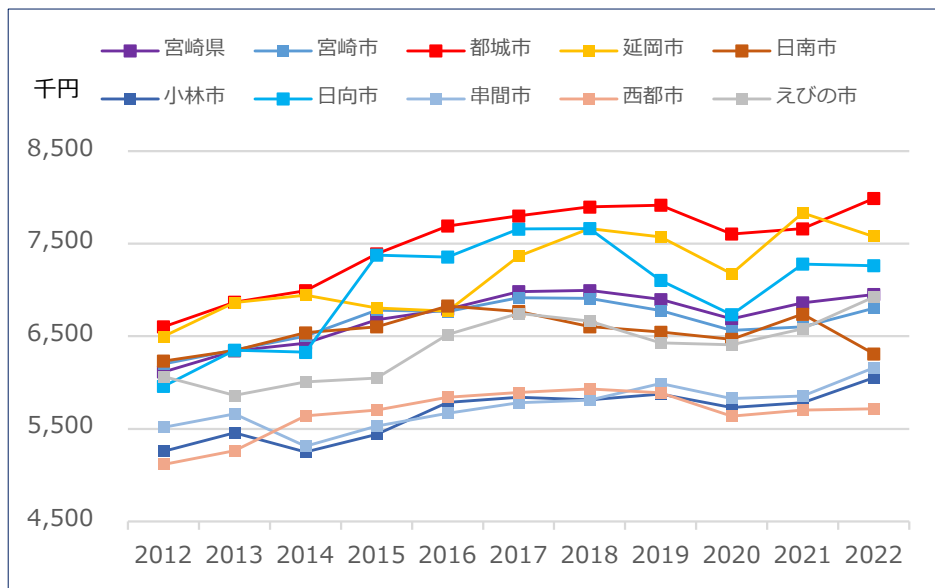
1 しごと

■ 地域経済の動向

県内主要都市の1人当たりの総生産額の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費の低迷や幅広い産業分野で企業収益の減少が見られたことから、2020（令和2）年度で減少となりました。

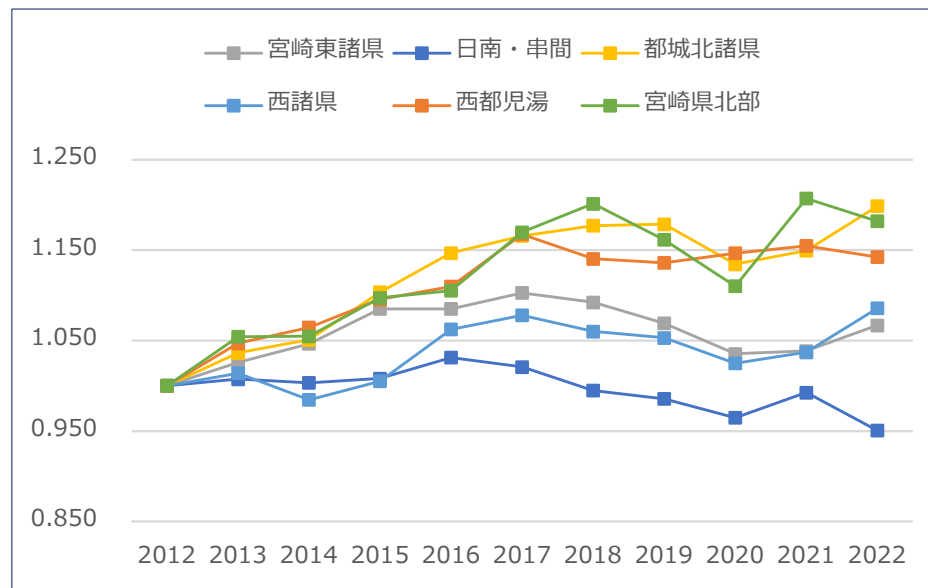
また、2012（平成24）年度を基準（1.000）とした場合の圏域別総生産額の推移をみると、都城北諸県圏域は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年度で減少となりました。

図表05 宮崎県及び県内9市の就業者1人当たり総生産額の推移



出典：宮崎県統計課 令和4年度宮崎県市町村民経済計算

図表06 圏域別総生産額の推移（2012年度を1.000とした場合）



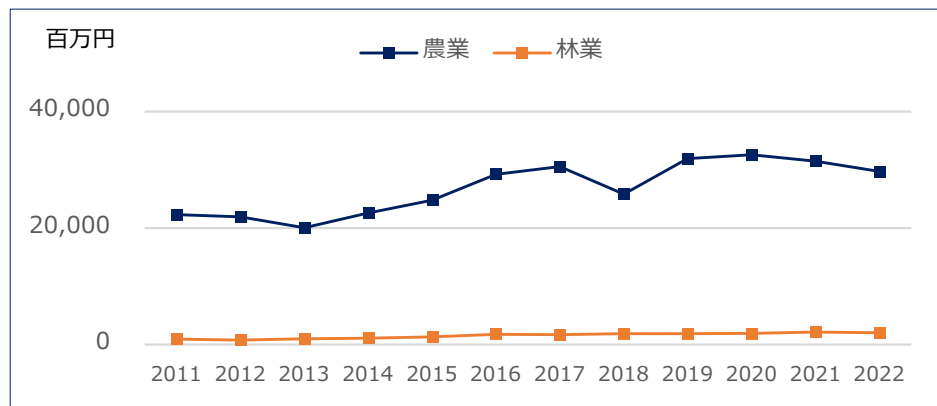
出典：宮崎県統計課 令和4年度宮崎県市町村民経済計算

1 しごと

■ 産業の状況

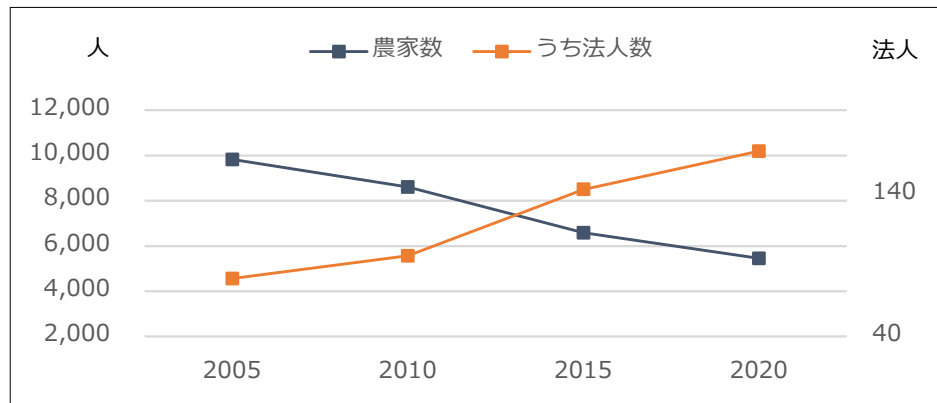
本市の第1次産業総生産額の推移をみると、2014（平成26）年以降の農業総生産額が伸びていますが、一方で、農家数や耕地面積は減少しています。1農家当たりの耕地面積は増え、経営規模の拡大が進んでいると考えられます。これは、農業の機械化や法人化が進んだことによるものと考えられます。

図表07 都城市の第1次産業総生産額の推移



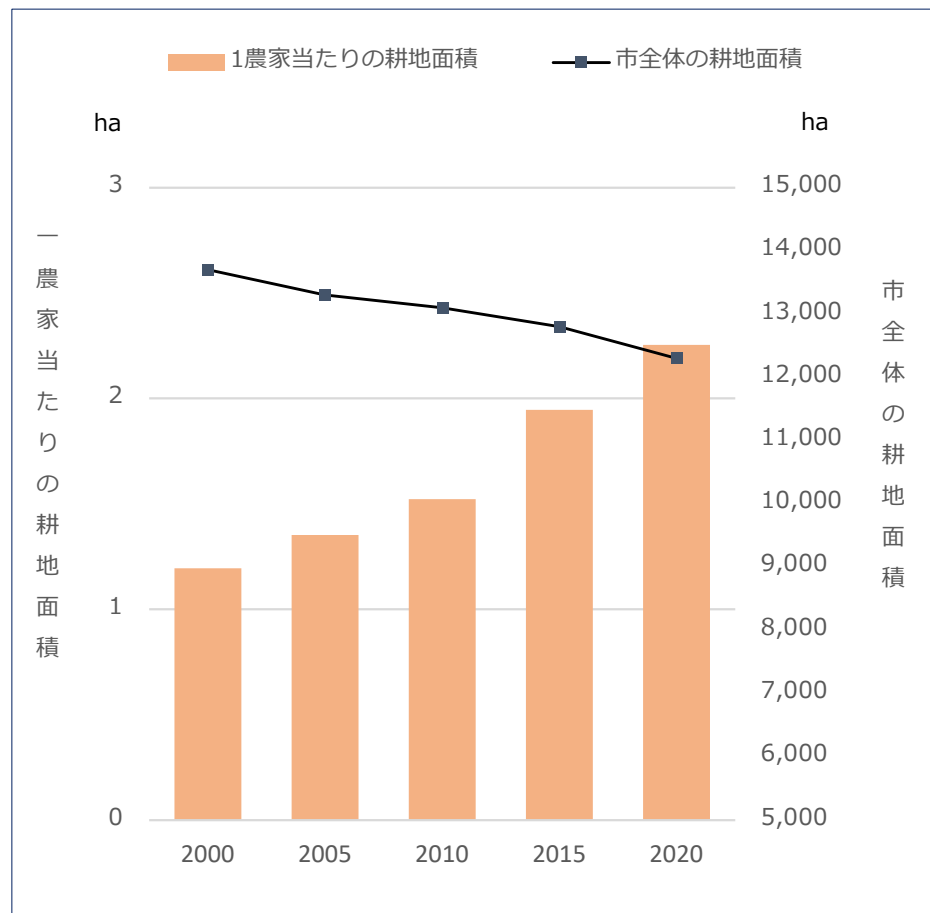
出典：宮崎県統計課 令和4年度宮崎県市町村民経済計算

図表09 都城市の農家数の推移



出典：統計からみた都城

図表08 都城市の耕地面積の推移



出典：宮崎農林水産統計年報

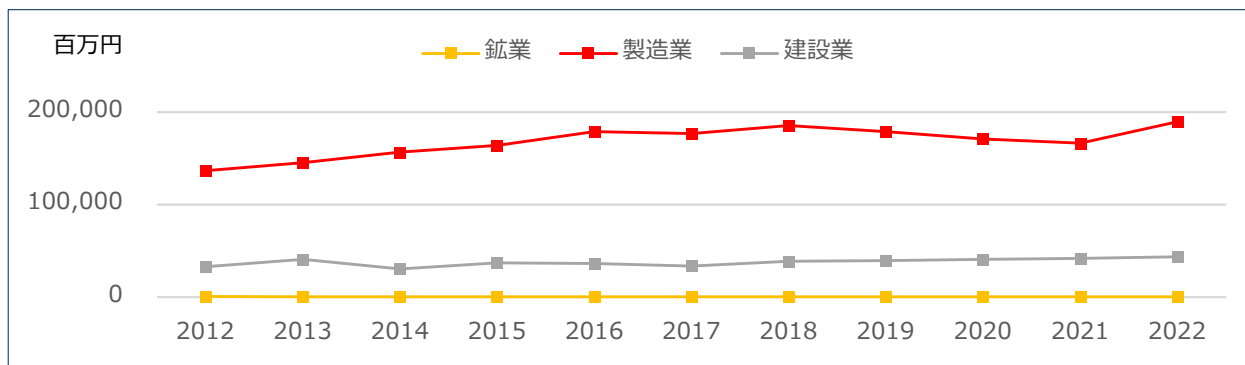
1 しごと

■ 産業の状況

第2次産業総生産額の推移をみると、建設業は伸びていますが、製造業は2019（令和元）年以降に減少しています。

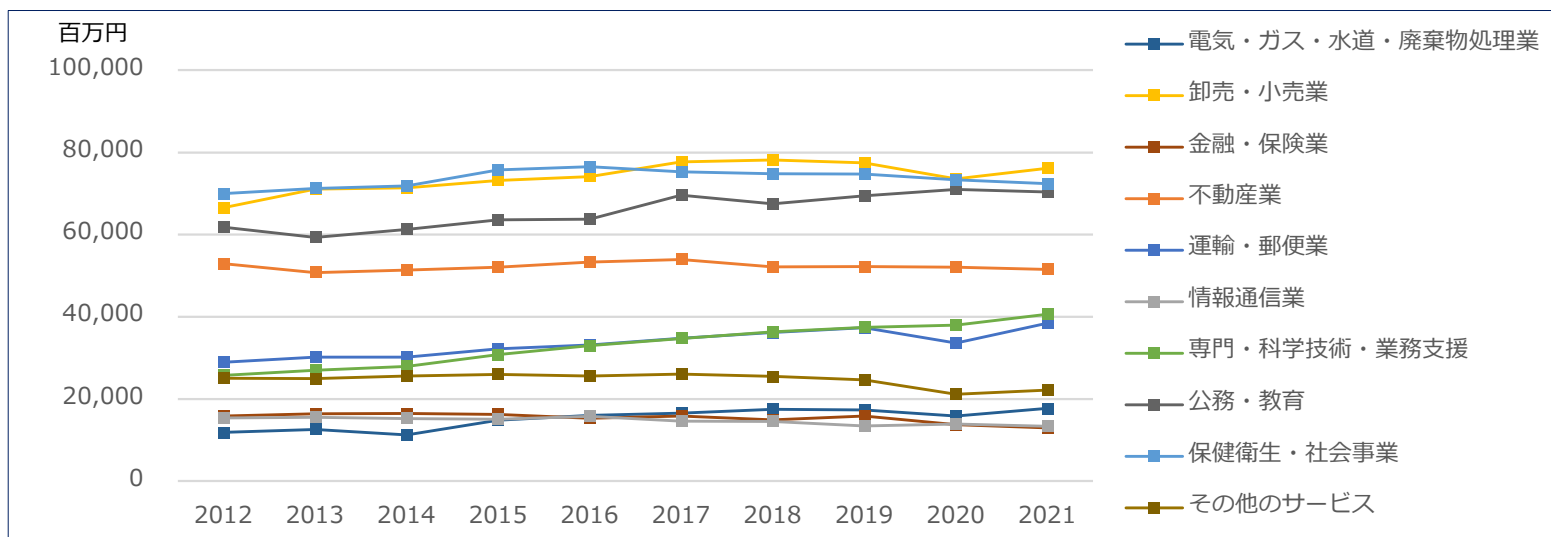
第3次産業総生産額は、専門・科学技術・業務支援などは微増傾向ですが、多くの業種は横ばい又は減少傾向で推移しており、人件費の高騰や深刻な人材不足などが課題と考えられます。

図表10 都城市の第2次産業総生産額の推移



出典：宮崎県統計課 令和4年度宮崎市町村民経済計算

図表11 都城市の第3次産業総生産額の推移（業種別）



出典：宮崎県統計課 令和4年度宮崎市町村民経済計算

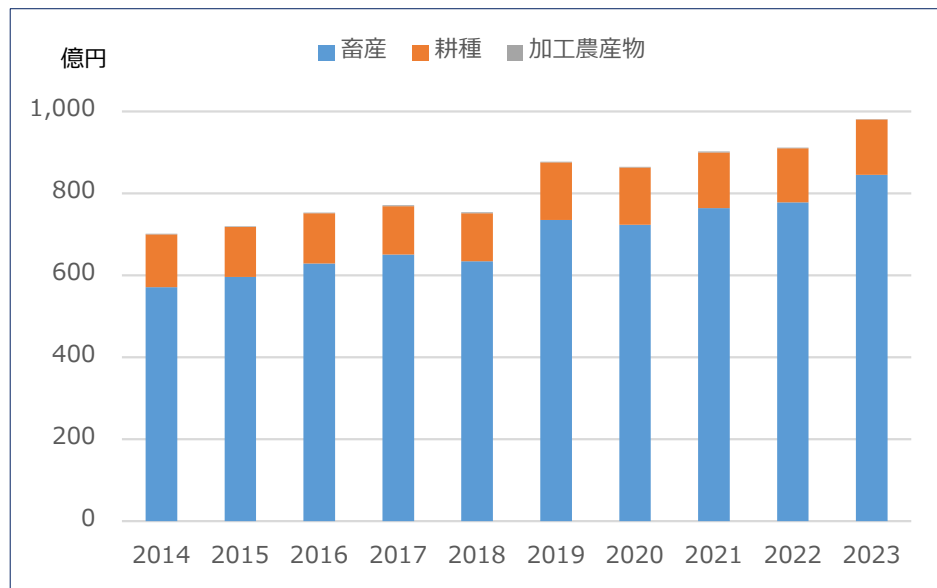
1 しごと

■ 農林畜産業の振興

本市の農業産出額は、2019（令和元）年から2023（令和5）年まで5年連続で全国1位となり、中でも肉用牛、豚、ブロイラー等の畜産部門が産出額の大半を占めています。また、古くからお茶や焼酎原料用の甘しょ等の栽培が盛んであることから、基幹産業と位置づけられています。しかしながら、農業の担い手不足は、深刻な課題であり、新規就農者や親元就農者への支援に取り組むとともに、農地の集積・集約化を進め、スマート農業技術を活用した農業を推進するなど、効率的な生産体制を構築し、所得の向上を進める必要があります。そのほか、生産・加工・販売を一貫して行う6次産業化や農商工連携を進め、生産性の向上や新たな販路開拓も必要です。

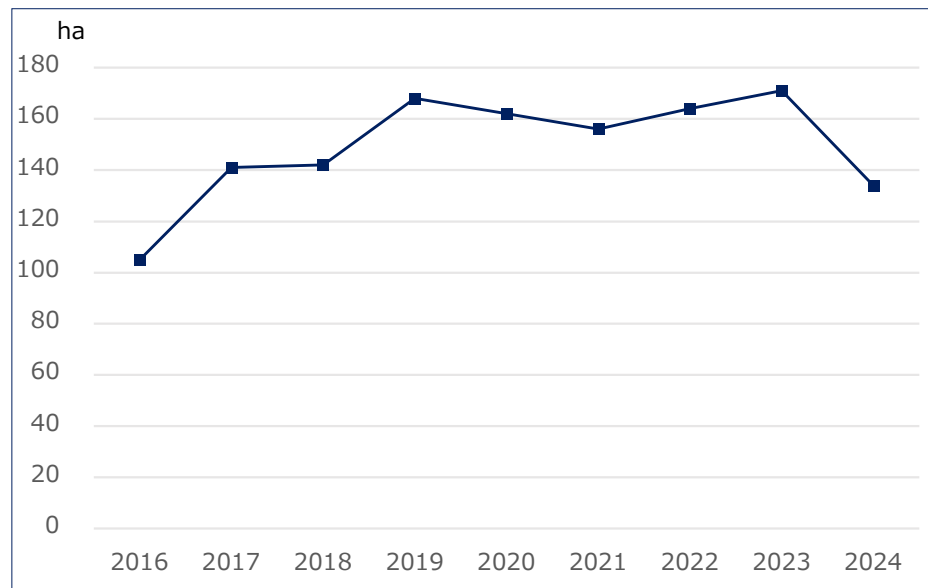
林業では、伐採による木材利用が進む中、持続可能な林業・木材産業の重要性は一層高まっており、林業の担い手を確保するとともに、伐採跡地への再造林を進める必要があります。また、高齢化などにより山林の管理が難しくなっており、対応策の構築を進める必要があります。

図表12 市町村別農業産出額（推計）の推移



出典：農林水産省 市町村別農業産出額（推計）

図表13 市補助事業を活用した伐採跡地への再造林面積の推移



都城市環境森林部森林保全課

1 しごと

■ 商工業の振興

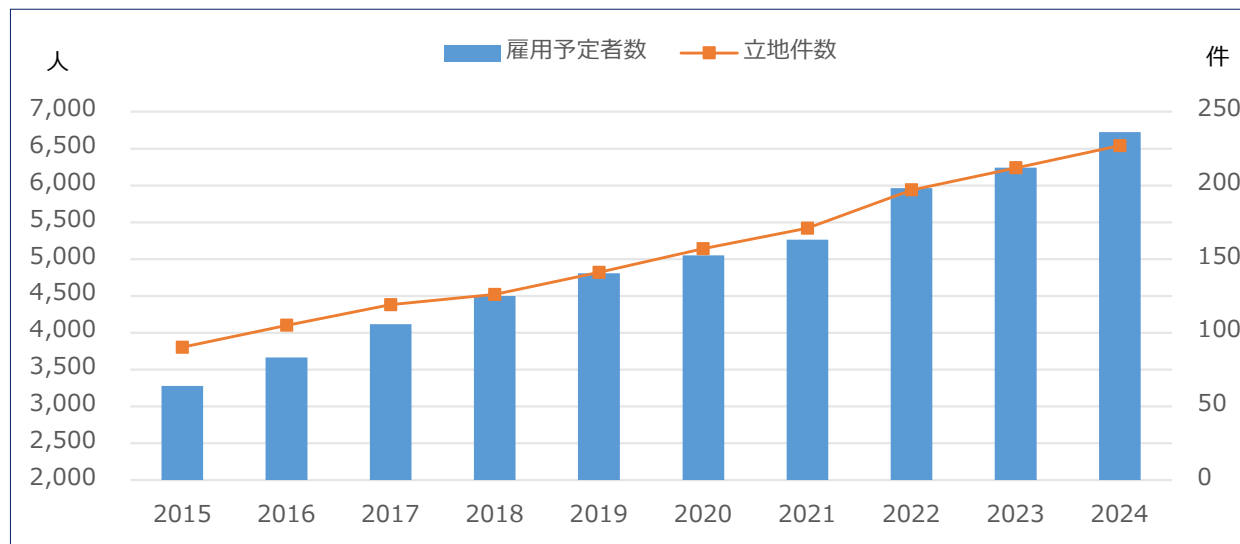
本市は食肉加工品や乳製品、焼酎などの食品関連製造業が盛んです。また、木材・家具・タイヤ・竹弓・木刀などの工業製品や伝統工芸品の製造も盛んで、地域資源を活かした多様な製造業が展開されています。商業面では、郊外型大型店舗の進出等による市街地のスプロール化や商店街の機能低下が見られる一方、広域商圏の中心として周辺自治体からの購買需要を集めています。

地域経済と雇用を支える中小企業・小規模企業は、少子高齢化や人手不足、原油価格・物価高騰など厳しい経営環境に直面しています。今後、これらの事業者が持続的に発展していくためには、事業者個々の取組を基本としつつ、関係団体等との協働の取組が重要となります。

■ 企業立地の促進

2025（令和7）年3月に都城志布志道路が全線開通したことにより、交通アクセスに恵まれた南九州圏域の物流拠点としての地の利の優位性はますます高まっています。また、近年においては、優遇制度の拡充を図り、企業立地に係る支援を積極的に推進しています。企業進出の基盤となる新たな工業団地の整備を切れ目なく行い、産業を振興することが必要です。また、地域経済を支える健全な企業を育成するとともに、企業の経営基盤を強化する必要があります。

図表14 企業立地件数と雇用予定者数の推移（累計）



1 しごと

■ 雇用の促進

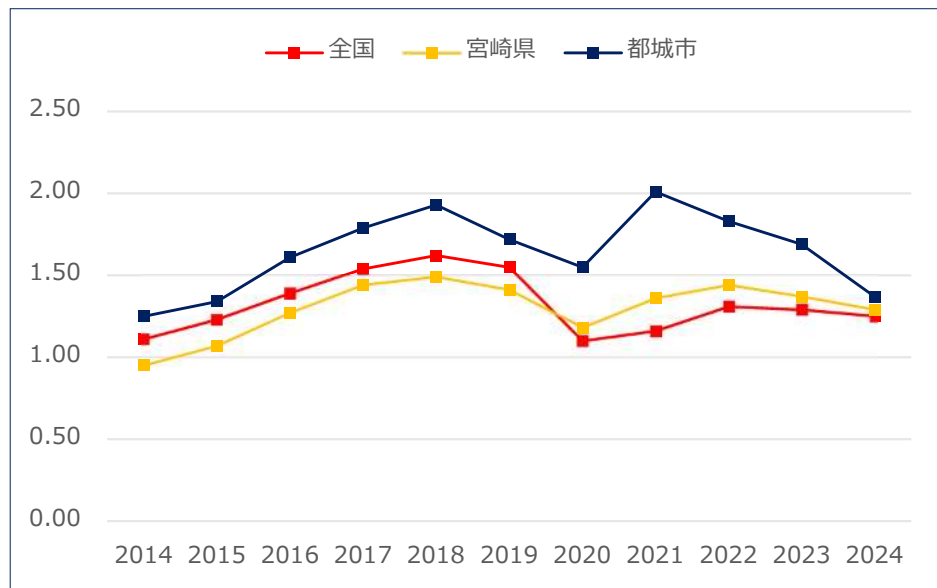
本市の雇用情勢を見ますと、近年の有効求人倍率は全国平均、宮崎県平均のいずれも上回る水準で推移しています。本市経済の活力を維持していくためには、若者をはじめ、働く意欲のある女性や高齢者、外国人等、産業界が必要とする人材を幅広く確保するとともに、雇用の安定化及び働き方改革の推進を図ることが必要です。

特に、若年層の市外への流出の抑制を図ることは重要であり、幼少期や中学生の頃から、地元産業の魅力を伝え、地元企業と連携した職業教育の拡充を図る必要があります。

また、企業活動の維持、拡大を行う上で必要な専門的な技術、技能、知識を持つ人材が不足しています。そのため、産業構造や経営環境の変化に的確に対応した人材育成の取組が一層重要となっています。

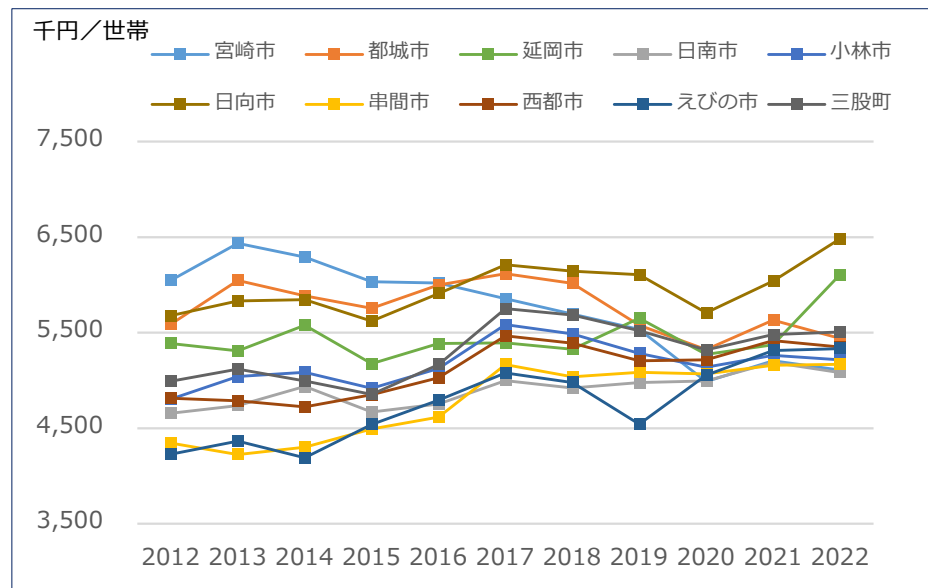
所得については、1世帯当たりの所得は減少傾向であり、そのため、市民一人ひとりの安定した生活基盤を確立するための取組が必要です。

図表15 有効求人倍率の推移



出典：宮崎労働局職業安定部 職業安定業務統計年報

図表16 県内市町の世帯所得の推移



出典：宮崎県統計調査課 宮崎県市町村民経済計算 宮崎県現住人口調査から算出

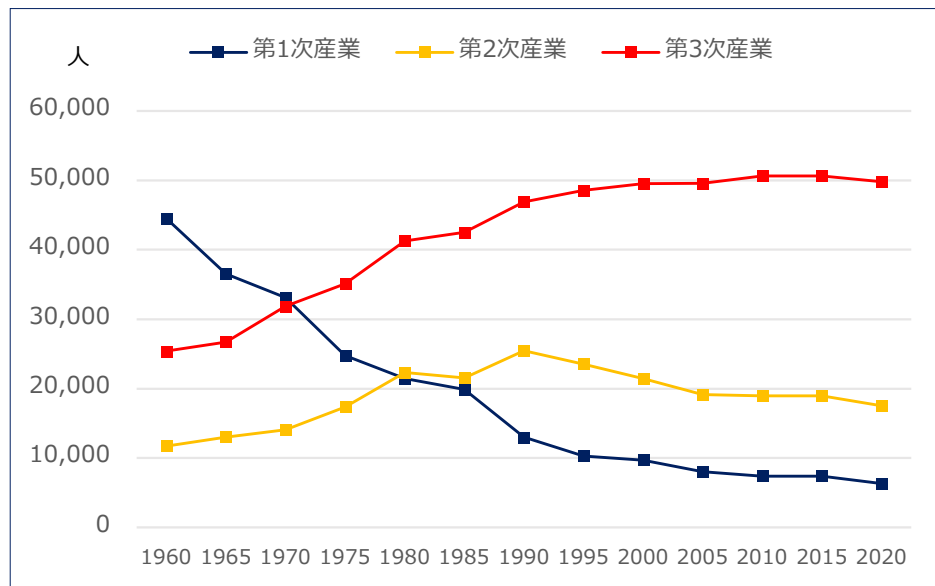
1 しごと

■ 本市の就業者数等の状況

産業別就業者数の長期的な推移をみると、第1次産業に従事する就業者数が著しく減少しているのに対し、第3次産業は概ね増加傾向にあります。また、第2次産業は1990（平成2）年頃まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあります。

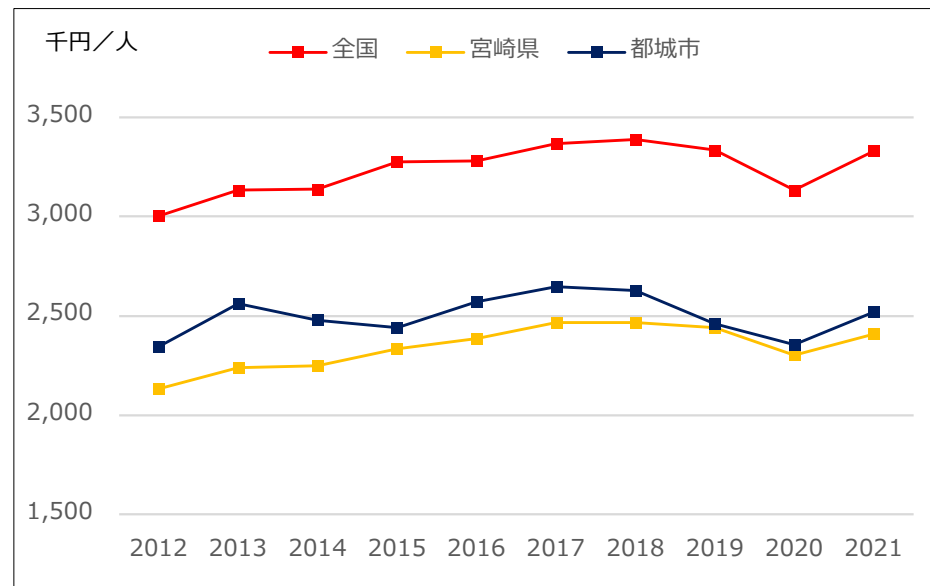
1人当たり所得の推移を比較すると、宮崎県は全国平均の約7割しかなく、都城市も県平均よりは若干高いものの、同水準にとどまっています。

図表17 都城市の産業別就業者数の推移



出典：国勢調査

図表18 1人当たり所得の推移



出典：内閣府 県民経済計算、統計からみた都城

1 しごと

■ 移住、定住の促進

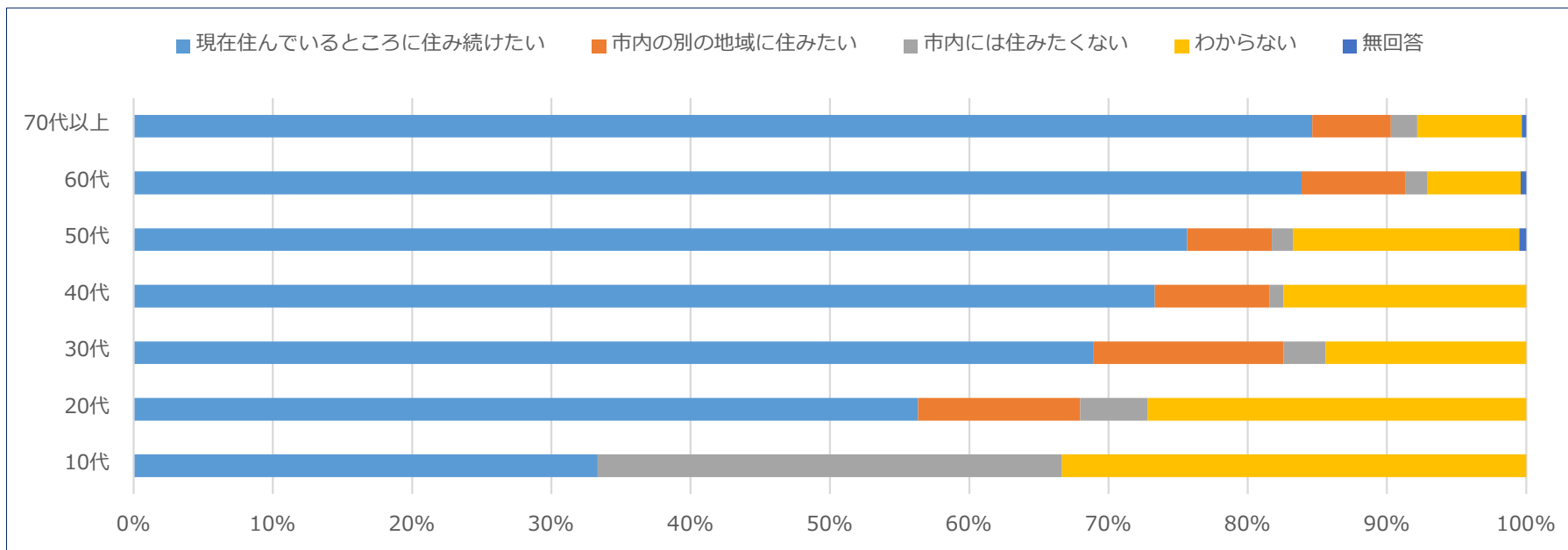
政府は、東京圏への人口一極集中を是正するため、まち・ひと・しごと創生法を2014（平成26）年に定め、本格的な地方創生の取り組みを進めてきました。この10年の地方創生に関する政府の報告書では、東京圏への一極集中などの流れを変えるには至らず依然として地方は厳しい状況にあり、引き続き課題への取り組みを推進していくとしています。

このような状況の中、本市においては、人口減少対策として子育て支援や移住支援に積極的に取り組むことにより、2023（令和5）年度の移住者は3,710人と大幅な増加になったところです。

一方で、若年層の転出に歯止めがかかっていない現状があり、希望の学校や自分に合った仕事がないことが要因と推察されます。

引き続き、移住支援策により本市出身者のUターンや都会からのIターンを促進して適正な社会増を図るとともに、雇用環境や教育環境を充実し、若年層を中心に定住を支援していく必要があります。

図表19 住みやすさ（年代別）



出典：令和6年都城市市民意識調査

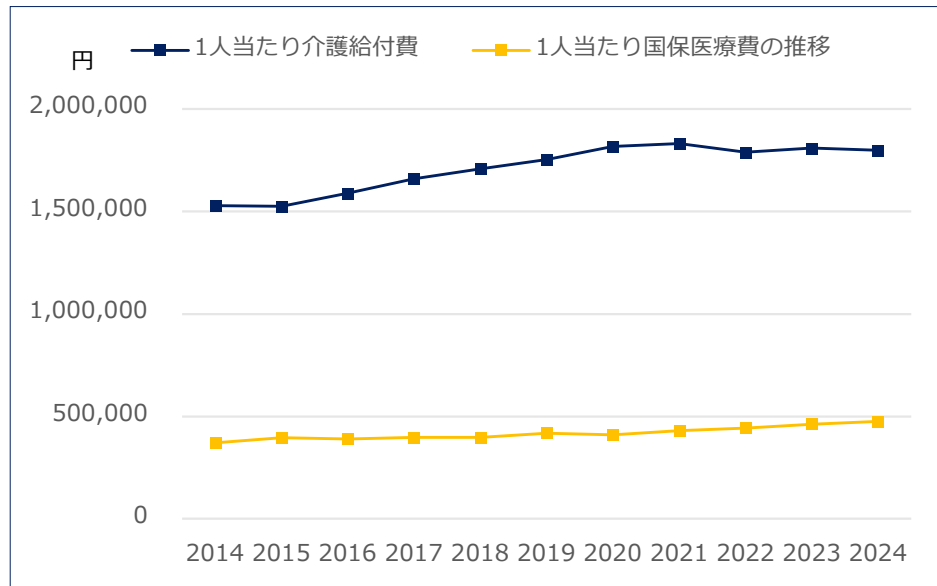
2 暮らし

■ 健康づくりの推進

こどもから高齢者まですべての人々が生きがいを感じ、その人らしい生活を維持しながら、安心して暮らせるまちづくりを目指すには、市民一人ひとりが健康に対する高い意識を持つことはもちろん、市民と行政が一体となって、健康づくりの環境を整えることが必要です。

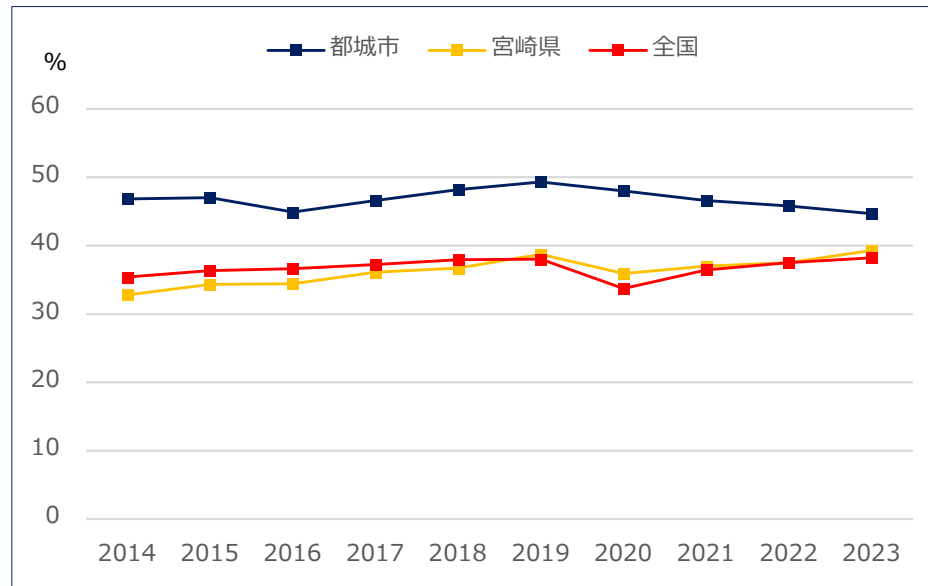
しかし、生活習慣の変化や長寿命化等の影響により、医療費や介護給付費が増加していく見通しです。健康寿命を延ばし、いきいきと暮らせるよう、各種健（検）診の受診率の向上を図るとともに、地域で行うこけないからだづくり講座の推進など、更なる健康づくりに向けた取組が必要となっています。

図表20 都城市の1人当たり介護給付費及び国保医療費の推移



都城市健康部介護保険課、保険年金課

図表21 特定健康診査受診率の推移



都城市健康部健康課

2 暮らし

■ 福祉の充実

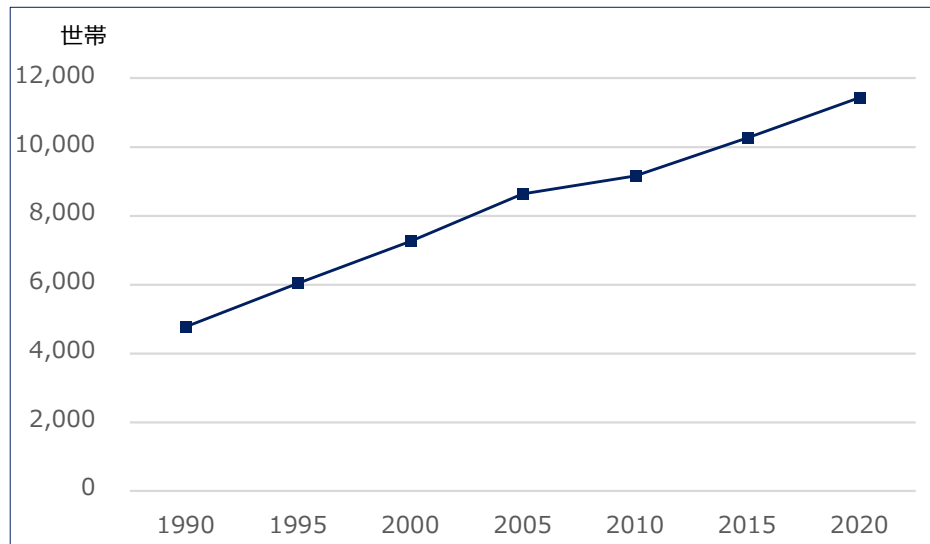
高齢者福祉については、近年、単身の高齢者世帯の増加などにより、高齢者福祉のニーズが高まっており、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、各種サービスの充実及び向上を図る必要があります。

また、障がい者福祉については、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を地域において包括的に提供できるよう取り組む必要があります。特に、医療的ケアを必要とする子どもとその家族に対しては、日常的に医療的ケアを必要とする特性を踏まえ、医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、適切な支援体制を構築することが重要です。

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対して、ケアマネジャーや地域の関係者と協働で、避難支援体制を強化し、地域のつながりを再構築することが必要です。

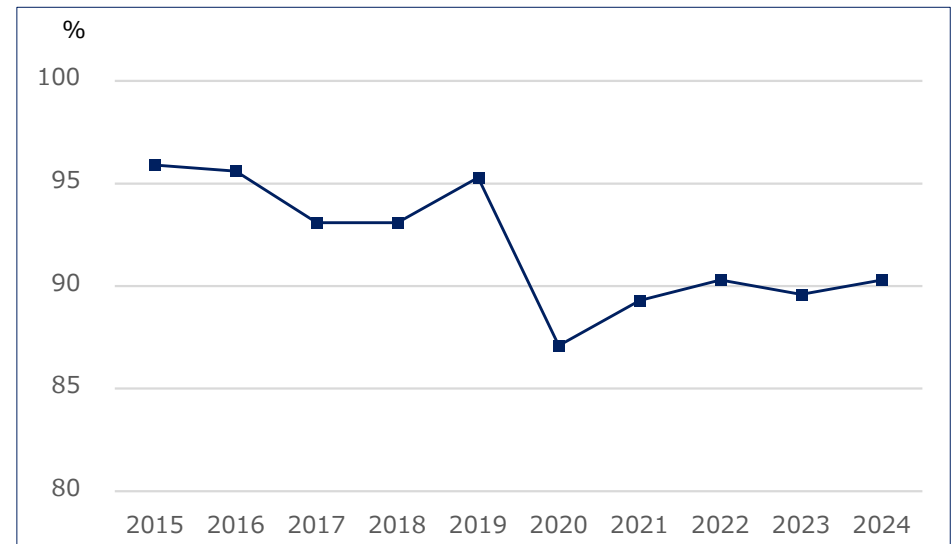
さらに、地域福祉を充実するためには、地域福祉に関わる人材の確保、育成及び自立相談などの支援体制の強化を図る取組を推進し、地域の身近な相談役として活動する民生委員・児童委員及び多様な職種や関連する機関と地域住民との連携を図り、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要です。

図表22 高齢者の1人暮らし世帯数の推移



出典：国勢調査

図表23 民生委員・児童委員の充足率推移



出典：統計からみた都城

2 暮らし

■ 大規模災害への対応

2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震では、200人を上回る人命が失われ、家屋や道路、上下水道等のインフラ施設等に甚大な被害を及ぼしました。こうした災害を教訓として、被害を事前に予測し、備蓄対策や情報通信体制のあり方など、準備を進めていく必要があります。

政府の地震調査委員会の発表によると、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は、60～90%程度となっています。南海トラフ地震では、津波により、県下沿岸部全域の被災が考えられるため、本市は後方支援³体制の構築を図り、医療面などにおいて、広域的なバックアップ体制を県と連携して構築する必要があります。

また、このような地震に加えて、異常気象による局地的な豪雨災害や台風被害等も度々発生し、大規模災害に対する市民の危機管理に関する意識や、地域や企業と連携した防災体制確立の重要性が高まっています。

災害時などに消火や救助活動を行う消防団員は減少傾向であり、担い手を確保していくことも重要です。

2016（平成28）年に策定された宮崎県国土強靱化地域計画（2025（令和7）年3月改正）や都城市地域防災計画を踏まえ、確実に迫り来る巨大災害や、高まる自然災害リスクに備え、安全・安心の確保に向けた取組が必要です。

図表24 後方支援のイメージ



都城市総務部危機管理課

3 後方支援：災害時に被災地外から人的・物的支援を行うこと。本市は南海トラフ地震等の大規模災害時に後方支援の役割を担う。

2 くらし

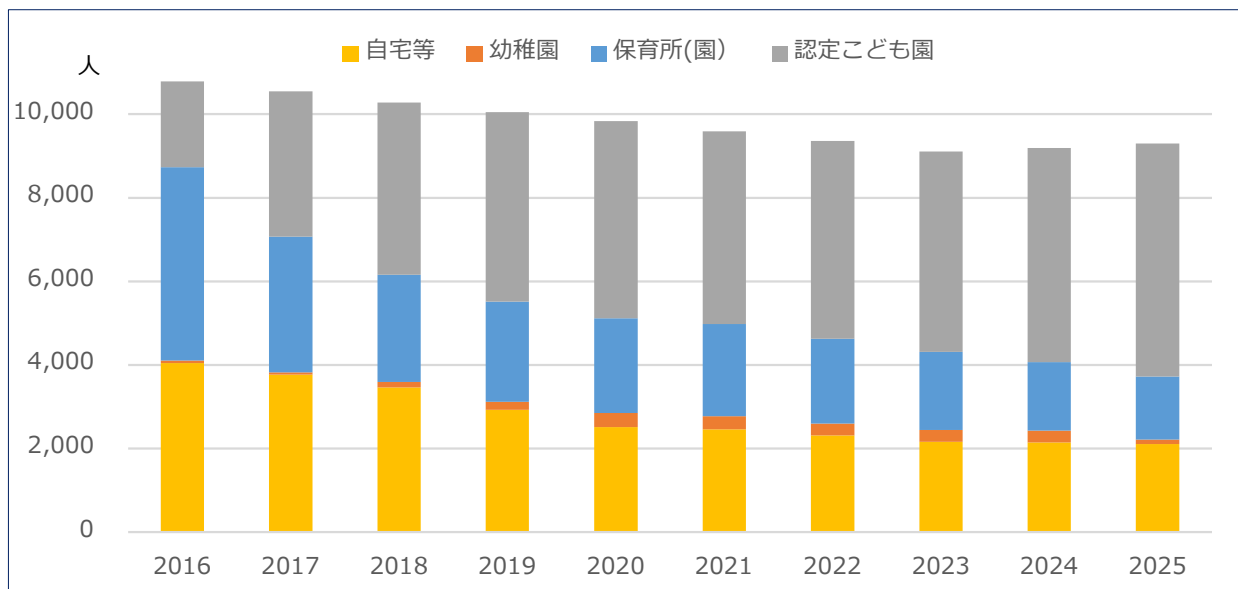
■ 結婚・出産・子育ての支援

こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、経済的理由等による将来への不安から少子化が急速に進行しています。本市の合計特殊出生率は、全国、県平均よりも高い（P38の図表50参照）ものの、減少傾向にあります。また、情報化の進展や地域コミュニティの希薄化等により、子育てに対する孤立感や負担感が増加しています。一方、女性の社会進出や価値観の多様化等により、教育・保育・働き方に対するニーズが増加してきており、地域の実情に応じたきめ細かい子育て支援が望まれます。

結婚から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行うことで、安心してこどもを生き育てることができ、すべてのこどもが健やかに育つ環境を整備することや育児と仕事の両立を後押しすることが必要です。また、地域の実情に応じた子育て支援を充実させるためには、保育士等の人材確保を図ることも重要です。

現在、実施している結婚支援活動や、第1子からの保育料・中学生以下の医療費・妊産婦の健診費用の「3つの完全無料化」等に加え、自然増や子育て環境の改善に向けた新たな取組も検討する必要があります。

図表25 都城市の就学前児童数の推移



都城市福祉部保育課

2 くらし

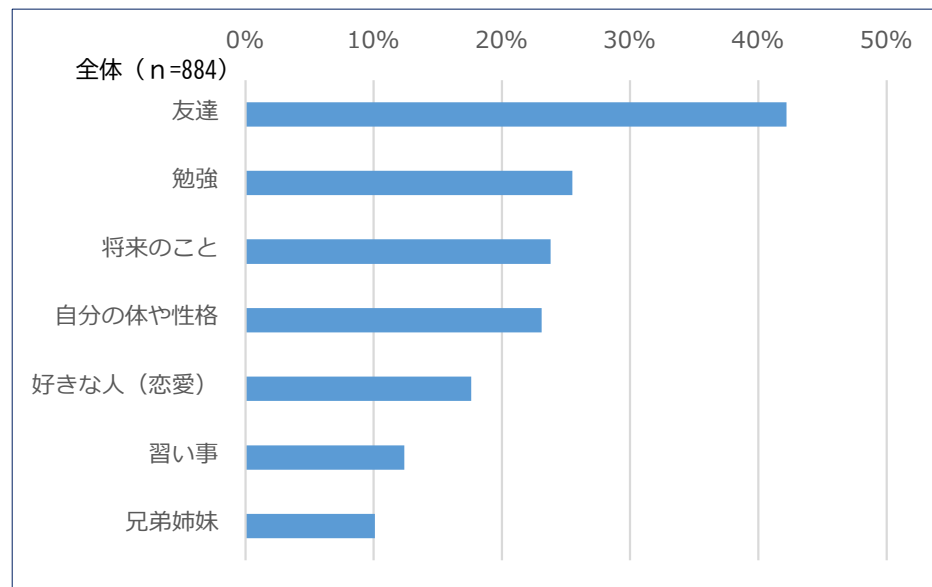
■ こどもまんなか社会の推進

こどもまんなか社会⁴の推進においては、こどもの最善の利益を第一に考え、政策をこども視点で展開する基盤が整いつつあるものの、依然としてこどもの声が十分に政策に反映されていない現状があります。特に、不安や悩みを抱えるこどもたちが思いを打ち明けやすい環境整備が課題となっています。

今後は、SNSやデジタルメディアを活用した情報発信の強化、地域コミュニティや学校を通じた啓発活動の充実が必要です。また、こどもの意見を直接聴取する仕組みをさらに発展させ、企業と連携したファミリー・フレンドリーな社会環境の構築を進めることが重要です。

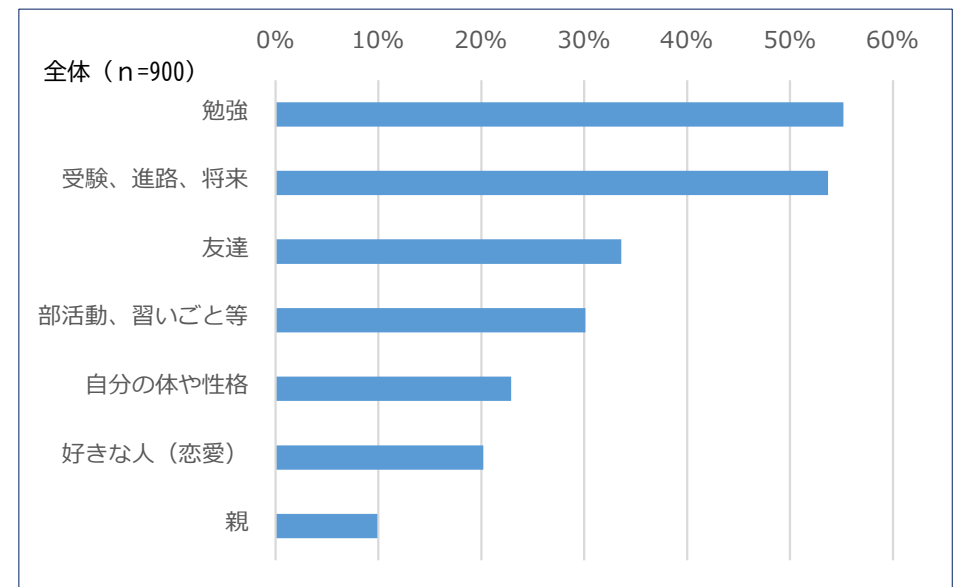
また、こどもの居場所づくりを社会全体で推進し、すべてのこどもが安心して成長できる社会の実現を目指す必要があります。

図表26 今、困っていること、悩んでいること（小学生）



出典：都城市こども計画（こどもの意見聴取 一部抜粋）

図表27 今、困っていること、悩んでいること（中学生）



出典：都城市こども計画（こどもの意見聴取 一部抜粋）

2 暮らし

■ 救急・医療体制の確保

都城北諸県医療圏では、本市が設置している都城夜間急病センター（初期夜間救急）、都城健康サービスセンター（臨床検査部門）と二次救急⁵を担う都城市郡医師会病院の3施設による相互連携により、24時間365日、切れ目のない救急医療を、都城市北諸県郡医師会とともに提供しています。

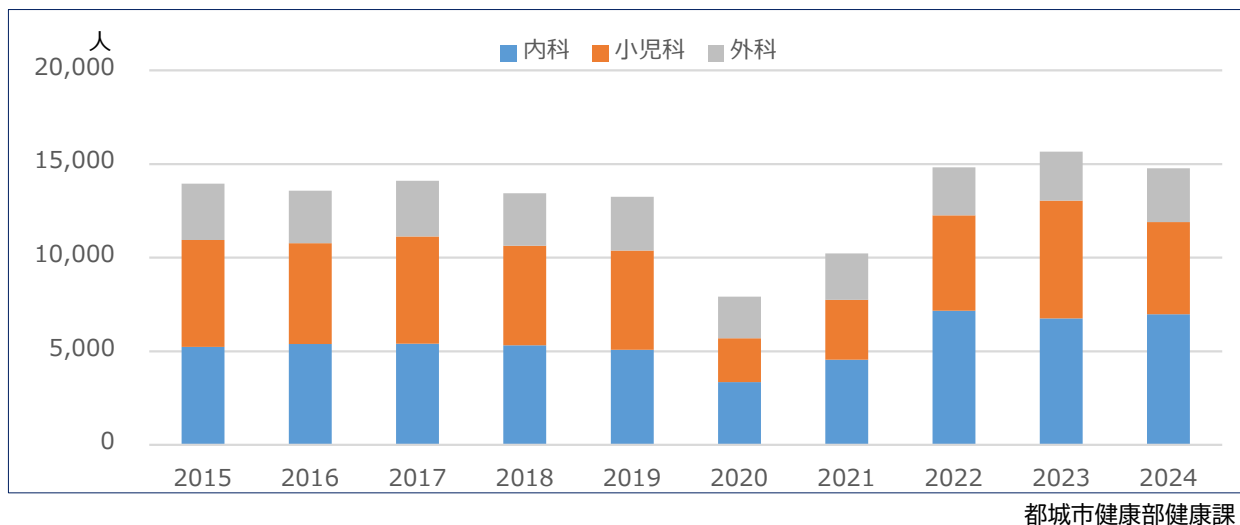
3施設は、2015（平成27）年4月にアクセス性に優れた都城インターチェンジに近接したエリアに、都城地域健康医療ゾーンとして、新築移転しており、県立病院のない県西地区の拠点施設の役割も担っています。

都城夜間急病センターについては、小児科医をはじめとする医療従事者の不足や管理運営経費の増大などの課題があります。また、2025（令和7）年には都城市郡医師会病院に心臓・脳血管・透析センターが整備され、高度な医療を提供することができるようになり、医療拠点としての重要性がますます高まっています。

今後も、医療提供体制を維持するとともに、医師をはじめとする医療従事者の確保や運営の問題等について、関係機関へ働きかけを継続していく必要があります。

また、都城健康サービスセンターについては、都城夜間急病センターや都城市郡医師会病院との連携にとどまらず、市民の公衆衛生の向上に努める観点から、さらなる保健事業の推進が求められています。

図表28 都城夜間急病センター受診者数の推移



5 二次救急：入院が必要な場合が多く、専門的な診療を必要とするが、生命の危険性は少ない患者が対象となる。

3 ひと

■ 教育の充実・人間力あふれるこどもたちの育成

教育におけるデジタル化、国際化等の一層の進展への対応が求められる一方、学力の格差、いじめ・不登校の顕在化、ヤングケアラー⁶の存在、部活動のあり方など、こどもたちを取り巻く課題は多様化、複雑化しています。そのような社会の状況に対応するためには、こどもたちに確かな学力を定着させるとともに、学校と地域が連携して豊かな人間性等を培うことが求められています。

また、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくことや、社会的格差の拡大を食い止めるための仕組みを構築していくことも必要です。

さらに、生きがいづくりや自己学習のために、生涯学習・社会教育は重要であり、社会の構成員一人ひとりの能力を最大限伸ばしていくこと、学びを通じて自立・協働型の地域づくりを推進していくことが重要です。

本市では、こどもたちの学力向上と豊かな人間性を育むため、小・中学校図書館サポーター及びALT⁷の増員、国のGIGAスクール構想⁸に基づく1人1台端末や高速大容量のネットワーク環境の整備を行ってきました。また、デジタル技術を用いた人材教育を推進し、AIなどを活用した自主学習や効率的な学習環境の構築に取り組んでいます。

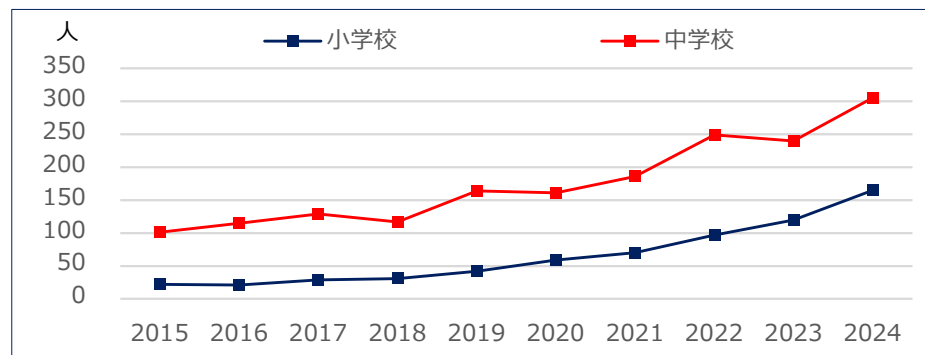
今後は、グローバル化する社会への対応と確かな学力の定着を図るため、デジタルを活用した教育や学習、指導環境の効率化を図るとともに、学校運営協議会⁹などにより、家庭や地域が連携し、教育環境の充実を図る必要があります。

また、不登校のこどもたちに対する支援体制の充実を図るとともに、こどもたちを主体とした持続可能な教育の実現に向けた環境整備を検討していく必要があります。



ALT（外国語指導助手）との小学校授業風景

図表29 不登校児童生徒の推移



都城市教育委員会学校教育課

6 ヤングケアラー：家族の介護や世話を担う18歳未満のこども。

7 ALT（外国語指導助手）：小・中学校などで外国語（主に英語）の授業を補助する外国人講師。児童生徒が生きた外国語や異文化に触れる機会を提供する役割を担う。

8 GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想：児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する国の政策。

9 学校運営協議会：教育課題解決のため、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組み。本市は、2013（平成25）年度に全小・中学校に学校運営協議会を設置した。

3 ひと

■ スポーツの推進

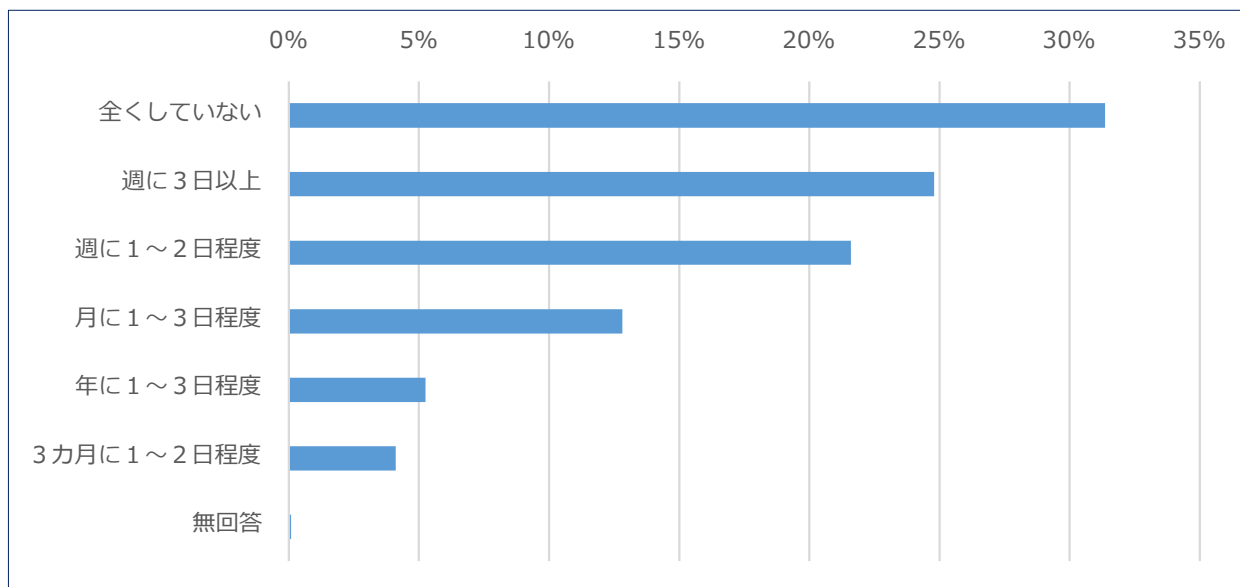
スポーツは、市民の健康増進や体力の向上を図るとともに、スポーツ文化の形成に寄与しています。これまで、体力や年齢、技術、目的に応じて、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」安全に楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境を整備し、市民一人ひとりが健康な体とゆたかな心を育てることができるよう取り組んできました。

今後は、障がいの有無、性別、年齢、国籍、地域を問わず、多様な主体が参加できるスポーツ機会の創出に取り組むことが重要です。市内各地区のスポーツ推進委員やまちづくり協議会、体育協会、スポーツ協会等が実施する地域スポーツ教室やスポーツ大会等へ参加しやすい環境づくりを図る必要があります。

また、子どもたちにおいては、学校の部活動やスポーツ少年団、地域スポーツクラブへ参加する子どもたちが多くいるため、指導員の確保や育成に努め、専門的な指導による競技力の向上、子どもたちを主役とした持続可能な部活動を推進していく必要があります。

さらに、多様なスポーツの場を確保するため、スポーツ拠点施設や地域に存在する多様なスポーツ施設の環境を整え、有効活用していく必要があります。

図表30 運動・スポーツを行っているか



出典：令和6年都城市市民意識調査

3 ひと

■ 文化芸術の振興、伝統文化と歴史遺産の保存と継承

本格的な少子高齢社会の到来、地域社会のつながりの希薄化、デジタル化の進展等、文化を取り巻く状況は日々変化しています。そのため、文化施設の機能の有効活用、長期的かつ継続的な視点に立った施策の展開、文化団体の育成支援、豊富な文化的資源の保存・継承が求められています。

本市は、市民の文化芸術活動に対する気運の高まりを受け、県内で初めて都城市文化振興条例を制定しました。民俗芸能をはじめ伝統文化を継承している個人や団体の育成支援を図るとともに、伝統文化を通じた世代間の交流にも取り組んでいます。

都城歴史資料館、都城島津邸、高城郷土資料館、山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館では、地域に残されている文化財等の歴史遺産の収集・保存・整備に努めています。特に県内で唯一の公開承認施設¹⁰である都城島津邸は、国宝や重要文化財を適切に保存・展示しています。

また、総合文化ホールや美術館を拠点として、文化芸術に関する情報収集・発信に努め、都城市総合文化祭を開催するなど、市民の文化芸術に触れ合う機会を創出するとともに、文化芸術団体間の交流を促進しています。さらに、文化団体の合宿誘致を促進し、文化芸術の振興を図るとともに、小・中学校等に出向いて公演等を行うアウトリーチ事業¹¹を積極的に実施し、創造性や芸術的感性に富む人材の育成に取り組んでいます。

さらに、各地区の六月灯¹²や祭り等の地域で行われる伝統行事を通じて、郷土愛にあふれ、心豊かなひとづくりに取り組むことも大切です。



都城市総合文化ホール



六月灯

10 公開承認施設：国宝や重要文化財を一般公開できる施設として文化庁から承認を受けた施設。
11 アウトリーチ事業：プロのアーティスト等を地域の学校等に派遣してワークショップ等を行う普及活動。
12 六月灯：宮崎県や鹿児島県で行われる夏祭り。地域の神社や寺院で行われ、提灯を灯して賑わう。

3 ひと

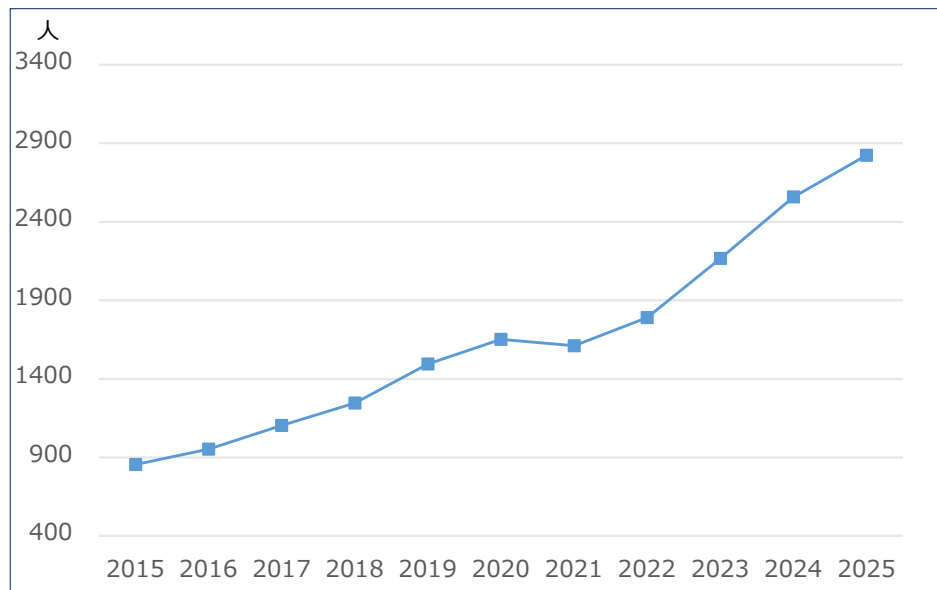
■ 国際化の推進

本市における外国人の数は、2015（平成27）年に854人でしたが、2025（令和7）年には2,823人と約3倍の増加となっています。しかし、本市に在住する外国人にとっては、言葉の壁や文化・習慣の違いから日常生活に困難な状況があるとともに、周辺住民との相互理解が進まず、各人の能力を十分に発揮できないと感じているひともいます。

そのため、国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが対等な関係を築き、共に生きていく多文化共生社会を目指した環境づくりが必要となっています。

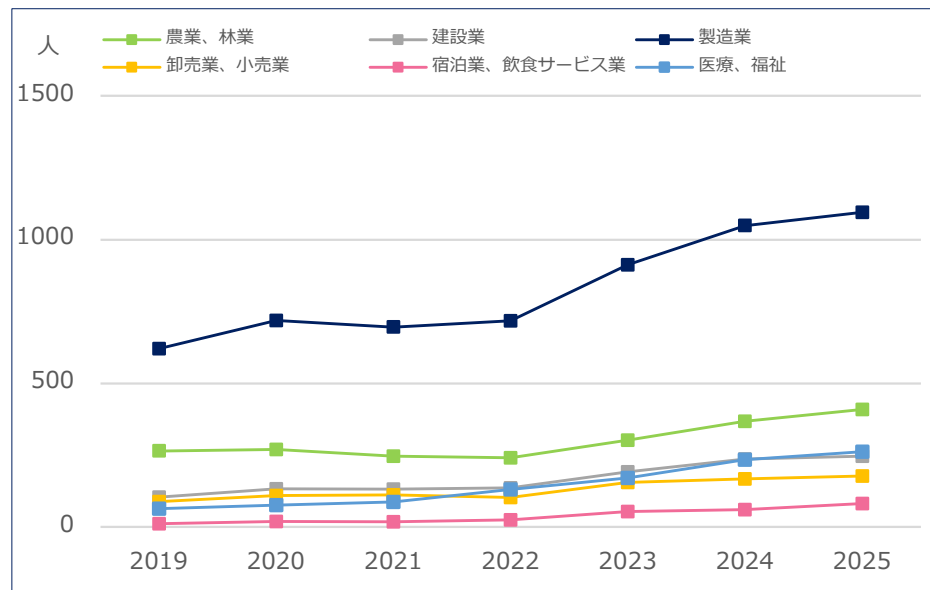
一方、少子高齢化等による深刻な人材不足を背景に、本市においても、少なくなる人的資源を賄うべく、外国人材の力が重要となっています。今後、ますます外国人労働者を受け入れるなどグローバル化が加速すると予想されます。外国人の日本語の習得や受け入れ企業の義務である住居の確保などの課題もでてきており、外国人が安心して過ごせる環境を整備していくことがひいては地域共生社会の構築につながります。

図表31 都城市の外国人住民数の推移（毎年10月末現在）



都城市地域振興部市民課

図表32 都城市・北諸県郡の産業別外国人労働者数の推移



出典：宮崎労働局 「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ

3 ひと

■ 地域活動の支援と協働の推進

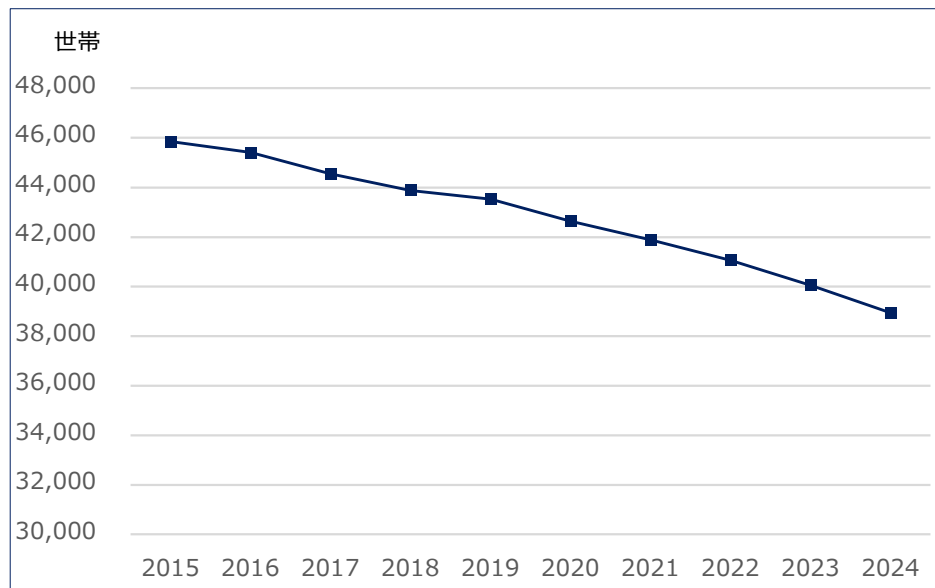
多様化する市民サービスへのニーズに行政だけでは対応が困難な場合もあり、自治公民館やまちづくり協議会¹³、NPO法人などの市民公益活動団体が地域課題の解決に取り組んでいます。

2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震では、住民同士の助け合いによる共助により、災害の苦難を乗り越えてきたことを考えると、地域コミュニティは重要な役割を担っています。

しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化に伴い、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの中心的な役割を担う自治公民館加入世帯数の減少が問題になってきており、地域活動の停滞が懸念されることから、行政と関係機関が一体となって自治公民館の加入を促進し、地域活動の担い手確保を図る必要があります。

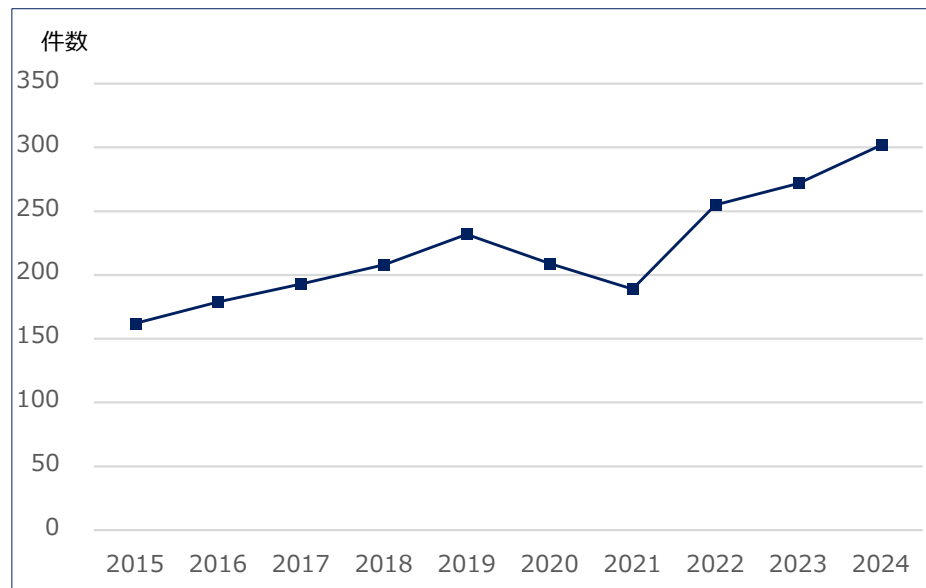
行政と自治公民館やまちづくり協議会などの市民公益活動団体の協働により市民公益活動の活性化を図り、さらなる地域課題の解決、地域の活性化に取り組んでいく必要があります。

図表33 都城市の自治公民館加入世帯数の推移



都城市地域振興部地域振興課

図表34 都城市と市民公益活動団体との協働事業数の推移



都城市地域振興部地域振興課

13 まちづくり協議会：地域運営組織として、2010（平成22）年度から2015（平成27）年度に全15地区で設立。

3 ひと

■ 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

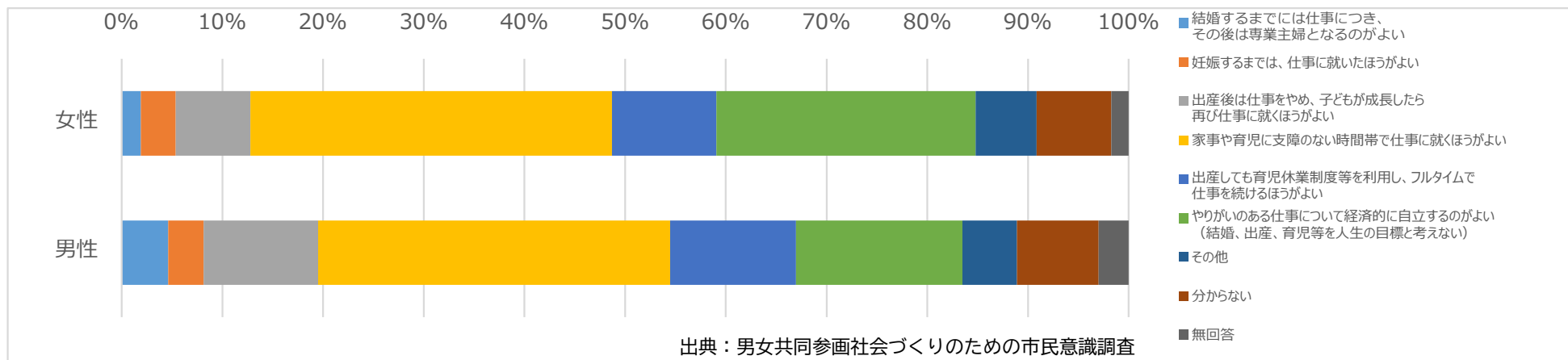
人権問題は、人権教育や人権啓発などにより、差別意識の解消に向けた取組が進められています。

しかし、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいがある人の人権等、現在も多くの人権問題が根強く残っています。現代においては、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、いじめ、体罰、こども・高齢者虐待、SNSによる人権侵害等など、様々な問題が顕在化しています。

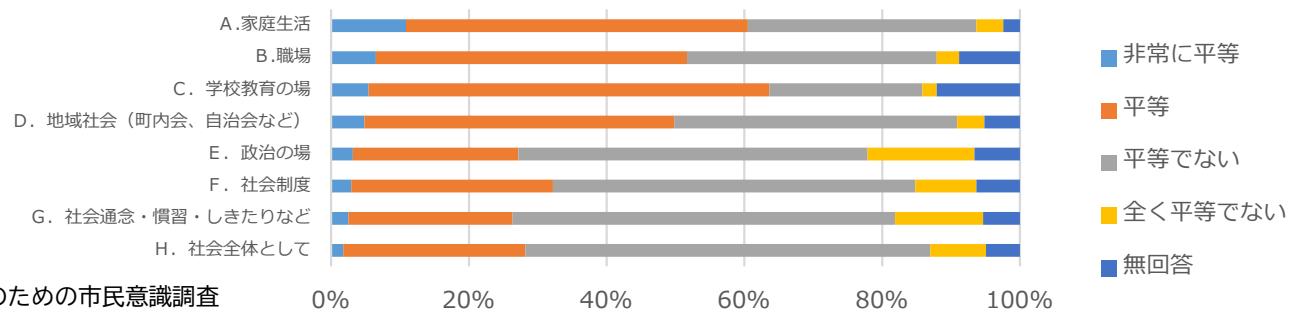
差別の解消には、各人がお互いの存在を理解しあい、社会・地域の実情を踏まえて、人権に対する意識を醸成していく必要があります。

また、性別に関係なく一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍しながら生きられるよう、男女共同参画社会の実現にも取り組む必要があります。あらゆる社会や組織における女性活躍推進のため、女性の就労しやすい環境整備や男女共同参画の視点を持った人材の育成及び確保に努め、仕事と家庭が両立できる社会を形成することが必要です。

図表35 女性が仕事を持つことに対する意見



図表36 男女平等感（全体）



4 まち

■ 持続可能なまちづくりの推進

本市は、これまで少子高齢化の進行や人口減少を見据え、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境を実現するため、「コンパクト・プラス・ネットワーク¹⁴」の考え方の基に都市機能の集約や広域道路ネットワークの整備構築、公共交通政策にも取り組みました。

また、本市は、南九州圏域の中心都市として、広域医療体制の整備や大規模災害等での後方支援体制の構築を図るため、近隣の自治体と連携した取組を進めてきました。

近年では、強力かつ積極的な人口減少対策に取り組むことで、人口維持のステージに移行しており、それに対応した公共施設の整備や行政サービスの充実が必要となっています。

一方で、インフラや建築物系施設の老朽化、空き家の増加などにより、居住を取り巻く環境への影響も懸念されています。

今後は、これまでに整備した都市機能や社会資本を最大限に活用し圏域全体の活性化を図るとともに、良好な居住環境の形成や行政サービスの充実を進めていく必要があります。

さらに、将来にわたって安心して暮らせるよう、地域の実情に応じた土地利用誘導や公共交通政策に取り組み、近隣の自治体とも連携しながら生活サービスの維持向上を図る必要があります。



都城志布志道路（高木IC）

14 コンパクト・プラス・ネットワーク：都市機能を集約したコンパクトな拠点を形成し、それらを交通ネットワークで結ぶまちづくりの考え方。

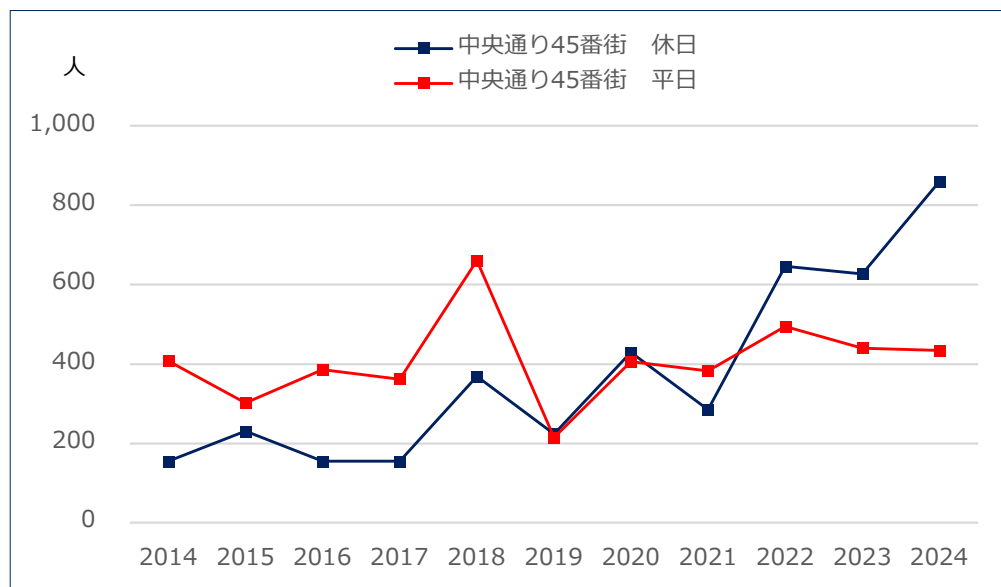
4 まち

■ 中心市街地の活性化

2011（平成23）年に中心市街地の商業施設が閉店したことにより、中心市街地の衰退が懸念され、その後、官民協働で跡地再生や都市機能の集約に向けた取組みを進めてきました。地元経済界が中心となり跡地再生の取組が始まり、2018（平成30）年に、市が整備を進めてきた図書館、子育て支援機能などを集約した中心市街地中核施設「Mallmall」が開館、2022（令和4）年に民間複合施設「TERRASTA」が開業したことで集客力が向上しました。また、空き店舗等への新規出店、イベントの開催への支援、共同住宅整備に対する支援により、まちなかの回遊性向上や定住人口増加を図っています。

本市としては、地元経済界と連携し、多様な都市機能の連携、市民との協働を図りながら、まちなかの回遊性を高め賑わい創出につながるよう中心市街地の活性化を図っていく必要があります。

図表37 1日当たり歩行者通行量
（中央通り45番街（まちなか交流センター前）の推移）



出典：都城商工会議所 都城市内主要商店街通行量調査



Mallmall（市立図書館、未来創造ステーション）

4 まち

■ 対外的PRの推進

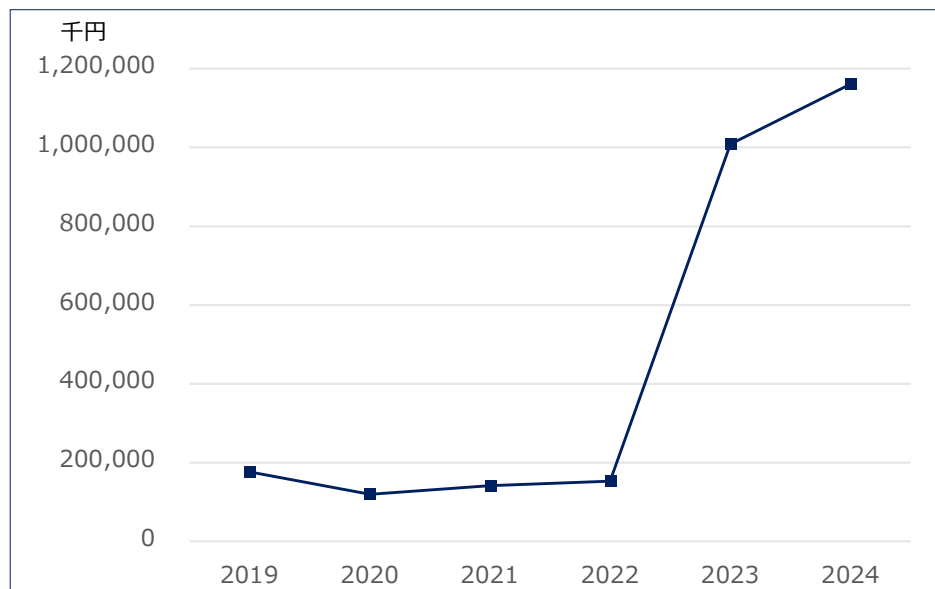
本市は、歴史的に「島津発祥の地」であり、その歴史とともに培われてきた都城大弓や木刀、更には産出額日本一の肉用牛・豚肉・鶏肉・焼酎売上日本一の酒造メーカー等、全国に誇るべき地域資源が数多くあります。

本市では、ふるさと納税を対外的PRツールと位置づけ、2014（平成26）年から本市の特産品である肉と焼酎を返礼品として提供することでPRを図っています。なお、ふるさと納税において、2023（令和5）年度までに5度の納税額日本一に輝いており、寄附金が、子育て支援や環境保全、人口対策などの貴重な財源となっているほか、本市の認知度の向上にもつながっています。

また、2023（令和5）年に物産振興拠点施設として「道の駅」都城NiQLLがオープン、2024（令和6）年には、滞在型観光拠点施設として関之尾公園がリニューアルオープンし、多くの市民や観光客に親しまれています。こうした拠点施設のさらなる対外的PRを進め、交流人口の拡大を図っています。

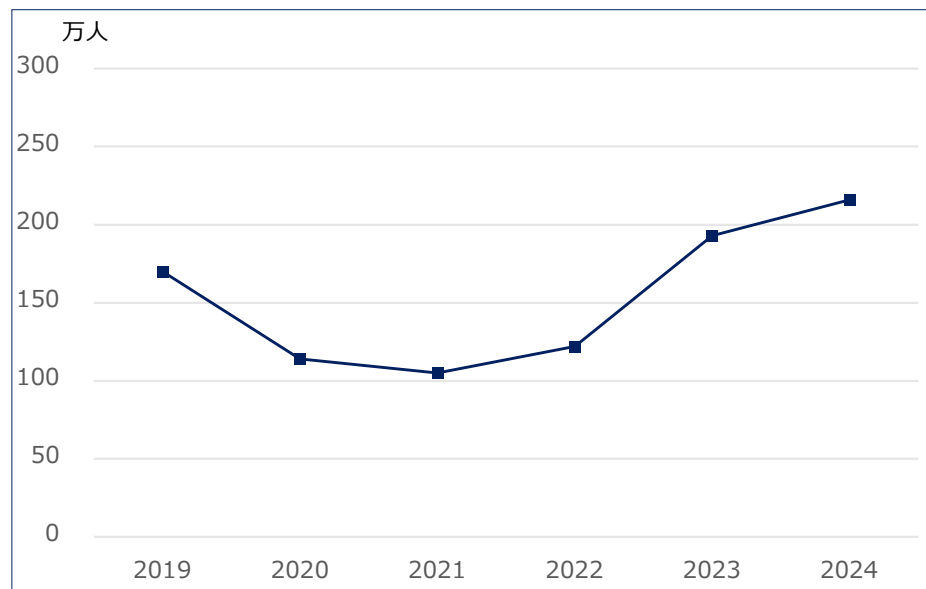
今後も、地域資源を活用して、物産、観光振興に取り組み、対外的PRを強化していく必要があります。

図表38 「道の駅」都城の販売額の推移



都城市観光PR部みやこんじょPR課

図表39 観光入込客数の推移



都城市観光PR部みやこんじょPR課

4 まち

■ 観光・スポーツによる地域活性化

本市では、魅力ある観光資源やスポーツ施設を有効活用し、観光誘客を図っています。

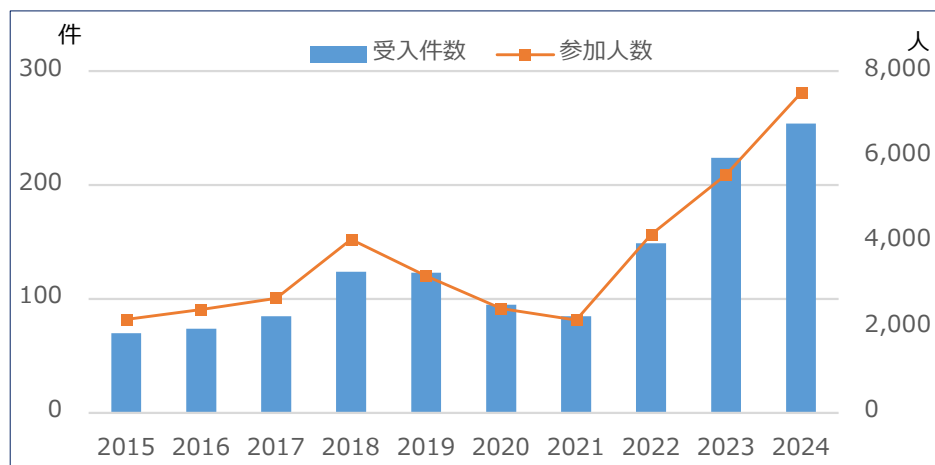
2022（令和4）年には、都城市スポーツコミッション（MSC）が設立され、市と連携してスポーツキャンプ・合宿誘致を行うとともに、各競技団体のスポーツを推進しています。2027（令和9）年に宮崎県で開催される第81回国民スポーツ大会¹⁵・第26回全国障害者スポーツ大会¹⁶に向けて、霧島酒造スポーツランド都城（山之口運動公園）、山之口駅、都城運動公園のテニスコートの整備を行いました。また、都城運動公園の北側には、屋内競技場等の施設を整備し、プロ野球キャンプが実施されています。

物産振興拠点施設である「道の駅」都城NiQLL、滞在型観光拠点施設である関之尾公園は、新たな観光スポットとして、多くのひとを魅了するとともに、肉と焼酎を中心としたミートツーリズムによる観光誘客を推進しています。

国民スポーツ大会の開催はもとより、開催後の施設や拠点施設の活用を図るため、スポーツ合宿の誘致や本市の観光資源と一体となった取組を進め、交流人口の拡大につなげる必要があります。

また、地域に多様な形で関わる関係人口¹⁷を創出し、都市と地方の新たな結び付きや人材の交流を進め、地域の課題解決や地域経済の活性化を図っていく必要があります。

図表40 スポーツ合宿の受入件数及び参加人数の推移



都城市スポーツ部スポーツ政策課



霧島酒造スポーツランド都城（山之口運動公園）

15 国民スポーツ大会：国民体育大会の後継として2024（令和6）年から名称変更された、国内最大の国民スポーツの祭典。

16 全国障害者スポーツ大会：国民スポーツ大会の終了後に開催される障がい者スポーツの祭典。

17 関係人口：地域にルーツを持つ人や地域に縁がある人など、地域と多様に関わる人々のこと。

4 まち

■ 中山間地域等の振興

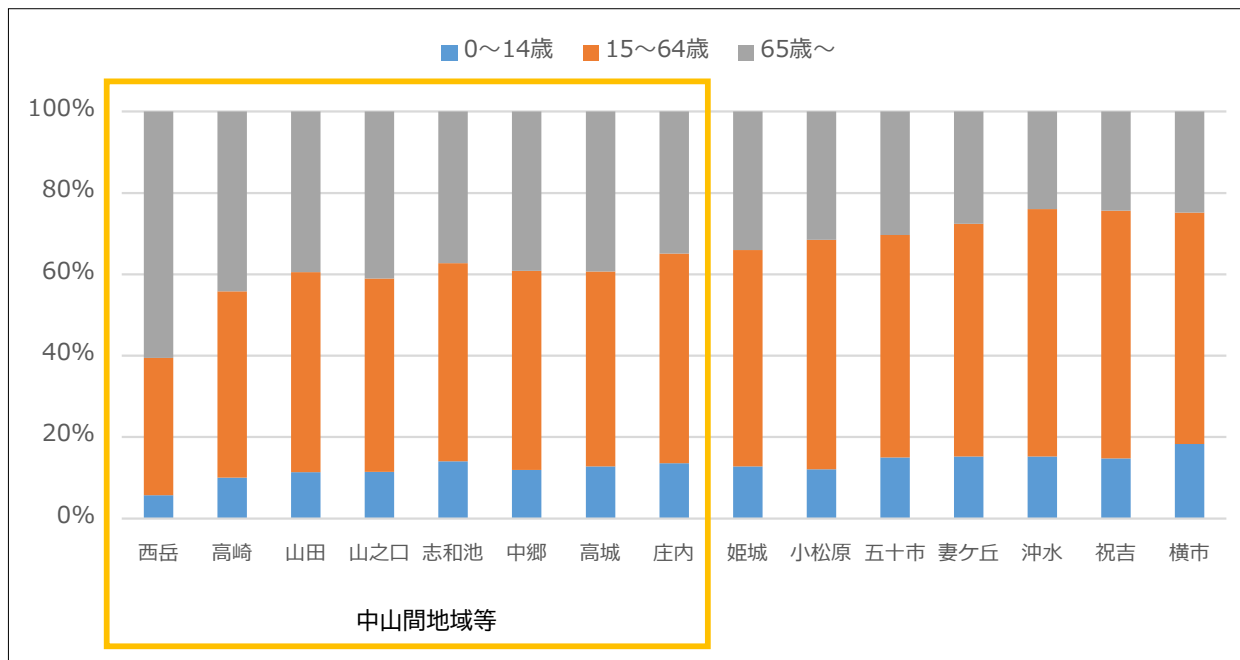
本格的な少子高齢社会の到来・若年層の転出等により、中山間地域等の集落の生活環境の維持が厳しくなっています。

また、地域コミュニティの維持、担い手の確保、買い物困難、公共交通の維持など、様々な課題が顕在化しています。

過疎地域に指定されている山之口・高城・山田・高崎地区においては、都城市過疎地域持続的発展計画に基づき、過疎対策事業債を有効に活用し、取組を進めています。また、前述の4地区に加え、西岳地区、中郷地区、志和池地区、庄内地区においては、都城市中山間地域等振興計画に基づき、中山間地域等の抱える問題や課題に適切に対応し、中山間地域等の維持・振興に関する施策をより実効的に推進しています。

今後は、移住・定住施策の推進や保育園等の子育て・教育環境の維持、地域医療・公共交通の確保、買い物支援などに取り組むとともに、まちづくり協議会等とも連携して、日常生活に必要な機能や生活環境の維持を図りながら、中山間地域等が持つ農林畜産資源や自然環境といった地域資源を活用した活力ある地域づくりを進めていく必要があります。

図表41 都城市の地区別の年齢3区分別人口（2020（令和2）年10月1日現在）



出典：国勢調査

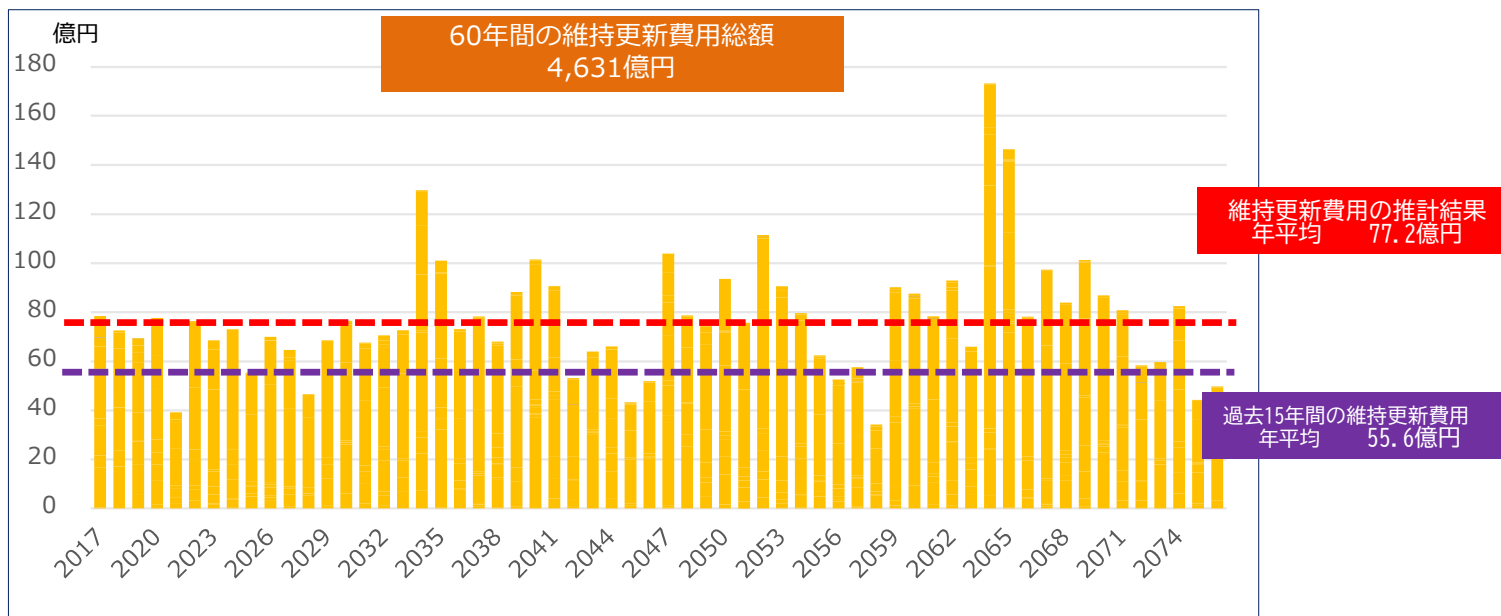
4 まち

■ 社会資本の老朽化

高度経済成長期の急激な人口増加や社会構造の変化に対応するため、1960年代から1970年代にかけて全国で公共施設が盛んに建設されました。本市においても、同時期に多くの公共施設が整備され、これらの多くが完成後50年以上経過し、老朽化しており、計画的に更新していくことが必要です。公共施設等の建築物系施設は、延床面積ベースで、築30年以上を経過した施設が53.5%となっています。

このような状況の中、2017（平成29）年に今後の運営、維持管理、更新等の方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定し、「公共施設マネジメント」を推進しています。この計画において、今後30年間で建築物系施設に係る維持更新費用の30%以上縮減に取り組むことを目標としました。さらに、2021（令和3）年には、公共施設等総合管理計画に基づき、全建築物系施設の個別施設計画を策定し、公共施設の質的・量的な適正化を図っています。

図表43 公共施設の維持更新費用の将来推計



出典：都城市公共施設等総合管理計画

4 まち

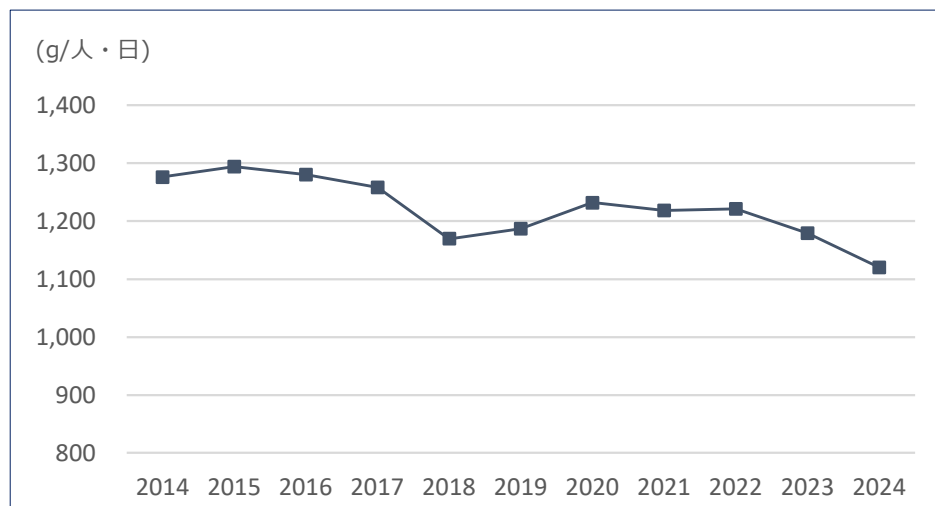
■ 環境の保全

本市は、雄大な霧島連山の山容に抱かれ、母なる大淀川や豊富な地下水の恵みを受けて発展してきました。また、関之尾滝とその甌穴群や御池といった自然が作り出した貴重な景観を有し、霧島山を中心に霧島ジオパーク¹⁹として認定されています。

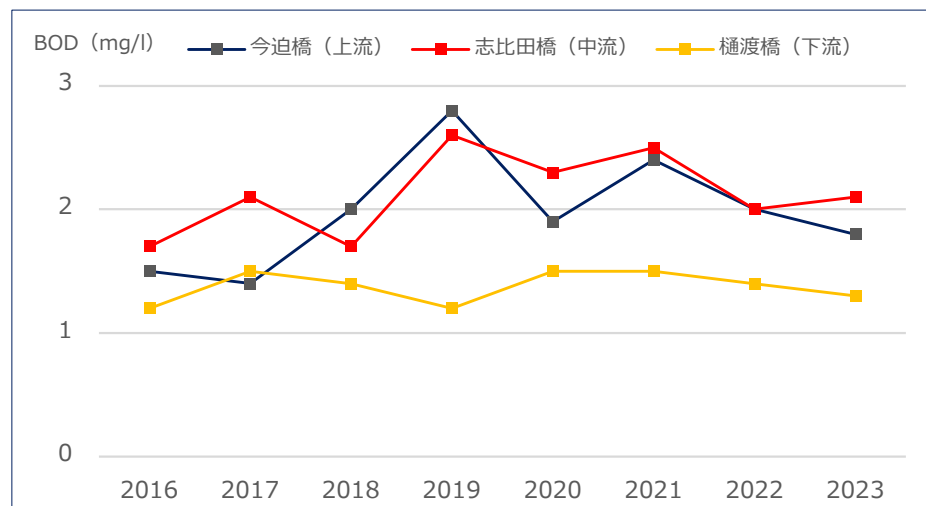
一方で、世界的に化石燃料の使用やごみの排出などによる環境問題が深刻化する中で、資源需要の増加や環境意識の高まりを背景に循環型社会への転換が進められており、ごみの削減や再資源化の推進とともに、河川や地下水の保全、多様な生物の保護が重要となっています。

そこで、本市においては、2023（令和5）年にカーボンニュートラル²⁰推進計画を策定し、長期目標として、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを設定しています。この目標を達成するためには、市民、事業者、行政が、温室効果ガスの排出量の削減や森林吸収量²¹の確保に取り組む必要があります。

図表44 1人1日当たりごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図表45 大淀川のBOD（生物化学的酸素要求量）²²の経年変化

出典：宮崎県環境白書

19 霧島ジオパーク：宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島山周辺地域のジオパーク。ジオパークとは、科学的に見て貴重な地質遺産をもち、考古学や生態学、歴史文化的にも重要な価値がある一定の地域を保存する自然公園のこと。

20 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出量をゼロにすること。

21 森林吸収量：森林が二酸化炭素を吸収する量を指す。

22 BOD（生物化学的酸素要求量）：川の汚れの程度を測る代表的な尺度で、水中の有機物が微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のこと。BODの値が大きければ水が汚れていることを表す。

5 行政経営

■ 人財育成と政策推進力の強化

2007（平成19）年に「新都市人材育成基本方針」を策定し、「職場管理」「職員研修」「人事管理」を3本柱として人財育成に取り組み、一定の成果を上げてきました。2019（平成31）年4月に市職員の人財育成の根幹である都城フィロソフィを策定したことを踏まえて、2021（令和3）年度に人材育成基本方針を改訂し、「本気で挑戦！日本一の市役所！」を合言葉として掲げ、市民の幸福と市の発展の実現を目標に、さらなる人財育成による組織活性化に取り組んでいます。

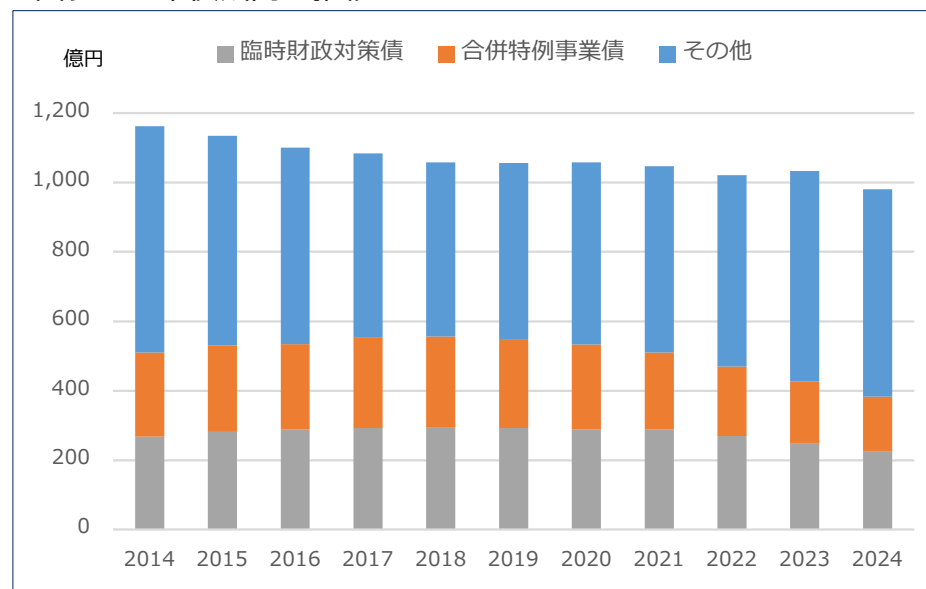
複雑化、多様化する市民ニーズに対応するため、課題や目的に対して臨機応変かつ効率的に対応できるよう、部門間連携はもとより、多様な主体との連携を強化し、スピード感を持って実効的な施策を展開する必要があります。

■ 財政の健全化と公共施設等マネジメント

これまでは合併によるスケールメリットを活かした職員数の大幅な削減や事務事業の効率化によるコスト削減、繰上償還による市債残高の縮減など、財政健全化に主眼を置いた改革を進めてきました。現在、健全化判断比率は4指標全てにおいて極めて健全な数値を堅持しています。

しかし、社会保障費の増加や市税収入の減少が見込まれます。また、公共施設等は全体の53.5%が建設後30年以上経過し老朽化が進行しています。今後は公共施設を「資産」として捉え、長期的視点で更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、市民理解を得ながら質的・量的な適正化を進める必要があります。

図表46 市債残高の推移



都城市総合政策部財政課

5 行政経営

■ 行政サービスの質の向上と業務の効率化

全国トップクラスのマイナンバーカード²³普及率を背景に、2019（令和元）年8月に「都城デジタル化推進」を宣言し、市民サービス・地域社会・自治体経営のデジタル化を進めてきました。デジタルは目的ではなく手段であることを改めて認識し、BPR（業務改革）²⁴を前提としたデジタル化を進めていく必要があります。高齢者などのデジタル技術が使えない、または苦手な市民へアナログによる寄り添った支援を行いながら、本市においても「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」をテーマに、市民目線に立った市民サービスの改善と業務効率化を一層進める必要があります

■ 行政組織の最適化

2006（平成18）年度から定員適正化計画を策定し、合併前の2005（平成17）年4月から2025（令和7）年4月までの20年間で331人の職員数を削減してきました。しかし、行政コストの縮減を図る一方で、新たな行政課題に的確に対応するための体制構築が求められています。今後は、業務の執行状況や業務量を適切に把握し、事業の見直しや民間委託等の推進、定年延長制度や再任用制度による高齢期職員等の多様な人財の活用を図り、組織の最適化及び定員の適正化を進める必要があります。また、行政のゼネラリスト（総合職）の育成を基本としつつ、特定分野に対する専門的知識・経験を持つスペシャリスト（専門職）の養成も図る必要があります。若手職員を対象としたジョブローテーション制度の確立など、長期的視点での人財育成を考えた人事異動の仕組みづくりも課題となっています。

23 マイナンバーカード：氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー等が記載された顔写真付きのICカード。行政及び民間サービスに活用される。

24 BPR（業務改革）：Business Process Re-engineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの最適化を図ること。

6 横断的な取組

■ デジタル化の推進

人口減少や少子高齢化などの課題を背景に社会全体でデジタル化が進む中、本市では、マイナンバー制度開始時からマイナンバーカードがデジタル社会のインフラになるとの思いを持ってカードの普及促進を進めるとともに、行政手続きのオンライン化などの利活用にも積極的に取り組んでいます。

国は、2021（令和3）年にデジタル化をリードする司令塔として、デジタル庁を発足させました。また、2022（令和4）年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023（令和5）年改訂）」を変更し、2025（令和7）年に「地方創生に関する総合戦略」を策定しました。デジタルの力を活用して地方創生を加速化、深化し、「AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装」を目指し、国と地方が一体となって、デジタルトランスフォーメーション（DX）²⁵を強力に推進しています。今後も、各分野におけるデジタル化を強力に進める必要があります。

また、本市は、2019（令和元）年に都城デジタル化推進宣言を行い、組織・人材・予算を大幅に拡充し、2023（令和5）年にはデジタル技術による市民サービスの向上及び業務効率化を目的に都城市DX推進計画を策定するなど、住民サービスをはじめ、あらゆる分野でデジタル化を強力に推進しています。さらに、スマートシティ²⁶推進条例も制定しており、デジタル技術により地域の課題解決を図るとともに新たな価値を創出し続けることを目的に、官民が連携して取組を進めています。



マイナンバーカードサポートセンター

25 デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル技術を活用して、業務や組織を変革すること。
26 スマートシティ：デジタル技術やデータを活用して地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを実現する取り組み。

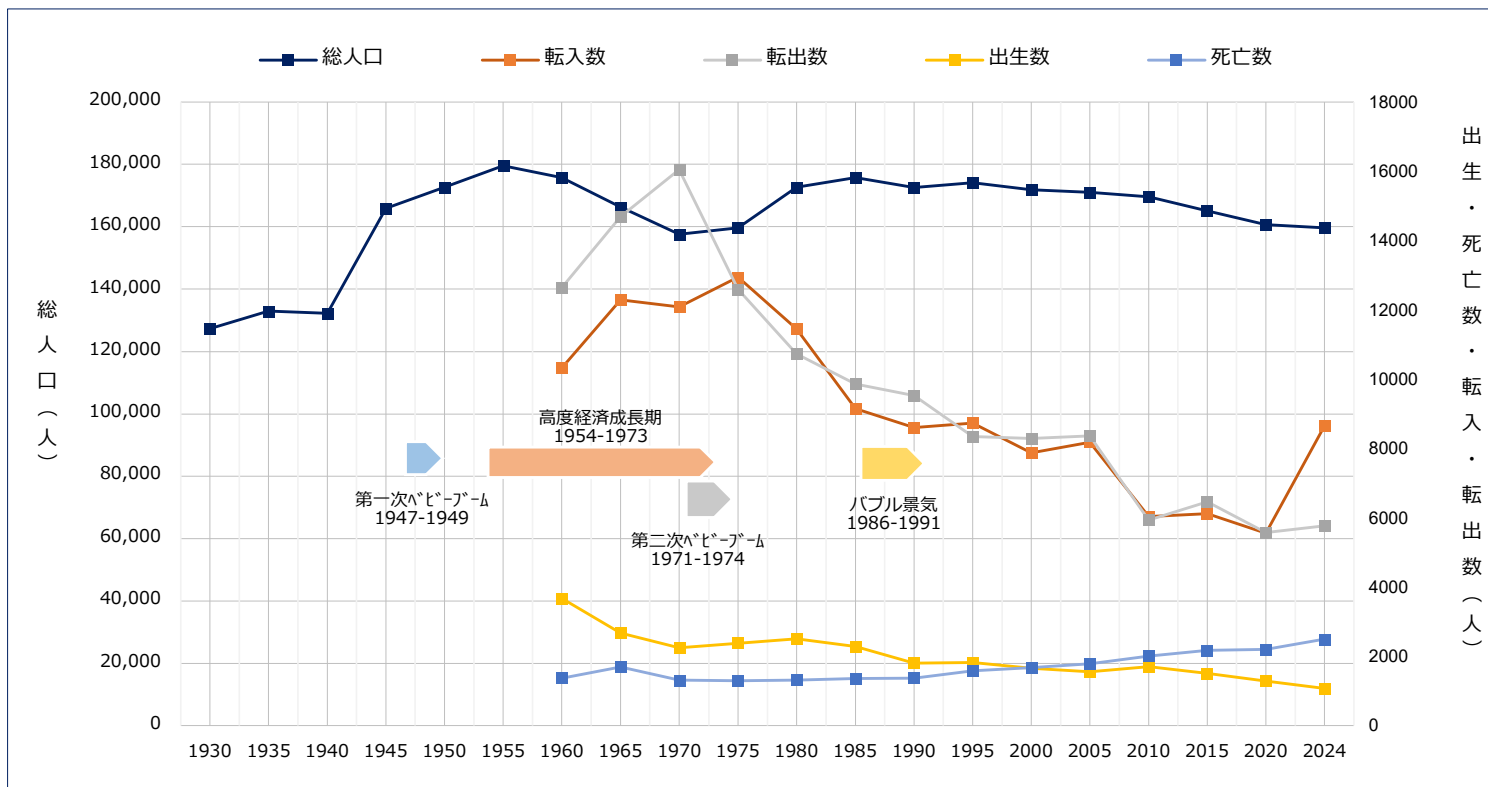
1 人口の推移

■ 本市における人口の現状と課題

本市の総人口は、1985（昭和60）年頃から減少に転じ、緩やかな人口減少が続いてきました。人口減少は、働き手の減少等による生産・消費活動の縮小や担い手不足による地域コミュニティの衰退など、市民生活に様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

そのような中、本市は、地域経済の活性化と地域を支える人材の確保を図るため、人口減少対策を政策の柱として、子育て環境の充実や移住者支援などの施策を積極的に展開してきました。その結果、2024（令和6）年の人口は、13年間続いた減少傾向が増加に転じたことで、人口動態の新たな局面を迎えることとなりました。また、2023（令和5）年度には移住者数が3,710人と過去最高となり、その中でも、20～40代の子育て世代が全体の約8割を占めています。

図表47 都城市の総人口等の推移



注：2024の数値は「宮崎県現住人口調査」、それ以外の数値は「国勢調査」いずれも各年10月1日現在の数値

出典：国勢調査、宮崎県現住人口調査

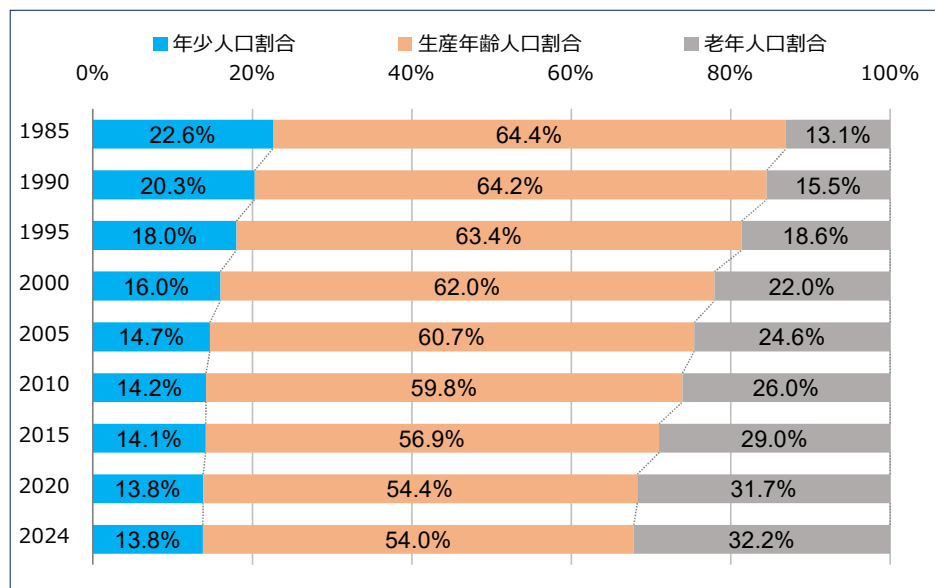
1 人口の推移

■ 本市における人口の現状と課題

新たな局面を迎える一方で、人口の年齢構成の推移を見ると、2024（令和6）年の14歳以下の年少人口が13.8%、15歳から64歳の生産年齢人口の割合が54%、65歳以上の老年人口が32.2%という状況であり、地域社会に及ぼす影響を注視していく必要があります。

本市人口の自然動態をみると、2010（平成22）年をピークに出生数が減少に転じています。一方、死亡数は増加傾向にあります。

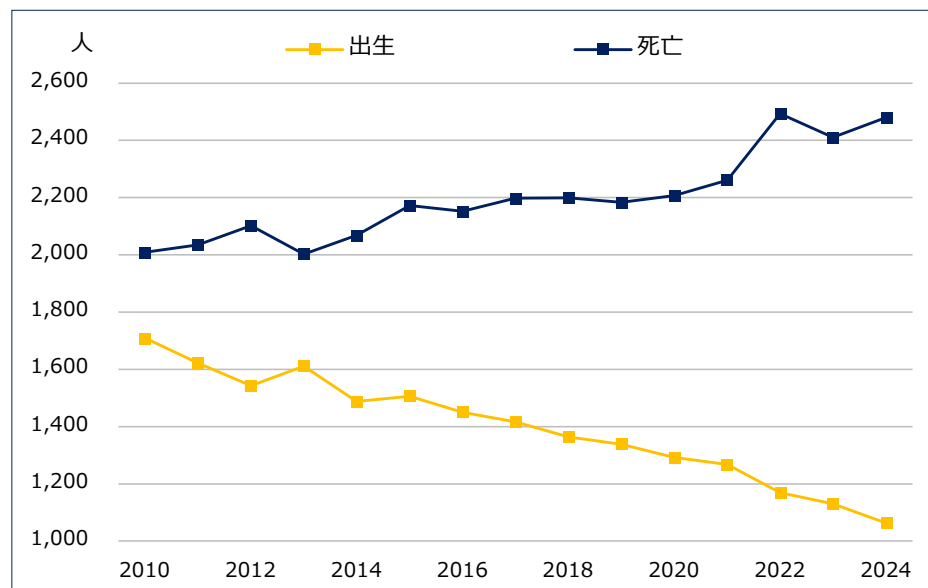
図表48 都城市の年齢3区分別人口構成の推移



注：2024の数値は「宮崎県現住人口調査」、それ以外の数値は「国勢調査」
いずれも各年10月1日現在の数値

出典：国勢調査、宮崎県現住人口調査

図表49 都城市の自然動態の推移



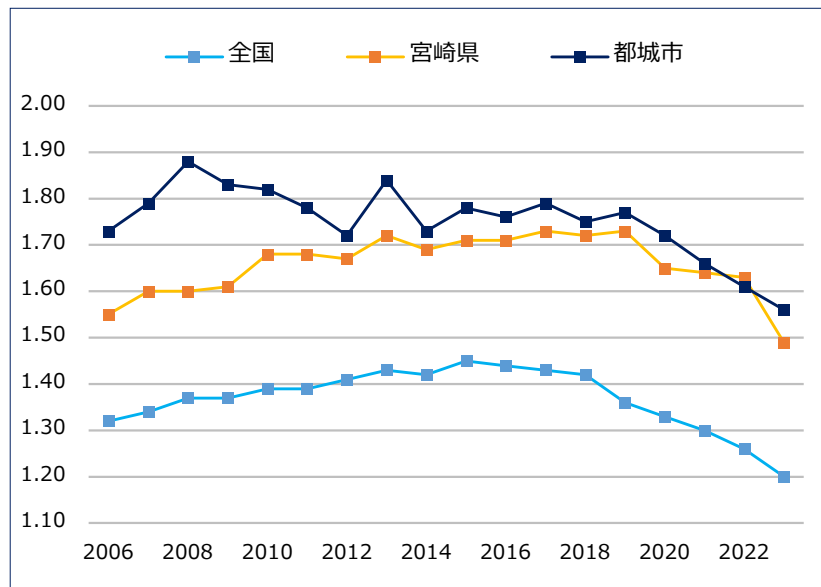
出典：統計からみた都城

1 人口の推移

■ 本市における人口の現状と課題

本市の合計特殊出生率²⁷の推移をみると、全国や宮崎県全体の数値と比較して総じて高い水準を示していますが、2008（平成20）年を境に減少傾向に転じています。女性の5歳区分年齢階級別の出生数の推移をみると、ほぼすべての年齢区分で減少傾向にあります。

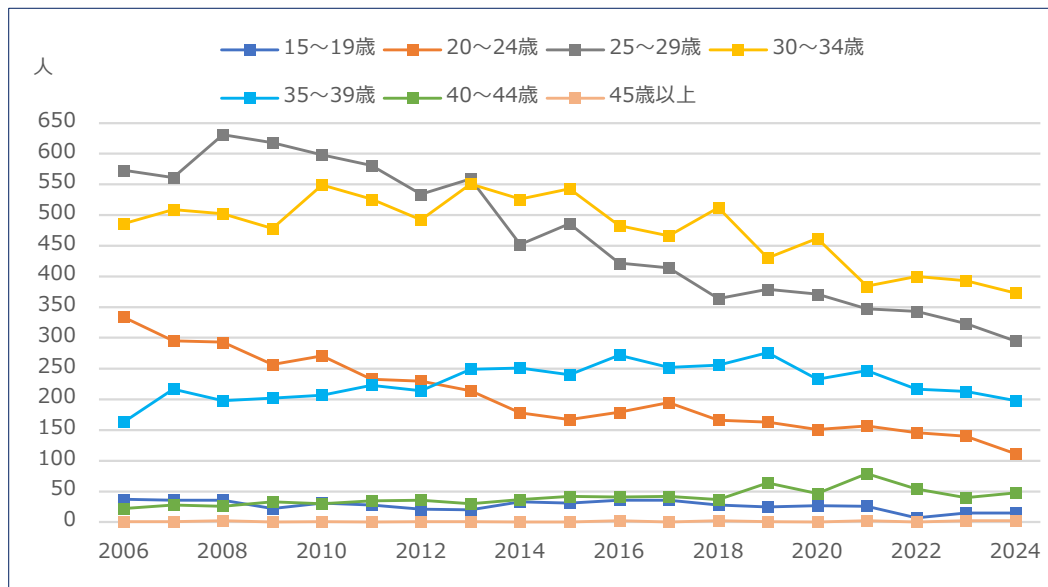
図表50 全国、宮崎県、都城市の合計特殊出生率の推移



注：都城市の国勢調査の年以外の数値は、公表されている単年度の数値から独自で算出

出典：厚生労働省「人口動態統計」及び都城市独自算出値

図表51 都城市の5歳区分年齢階級別（15歳から49歳まで）出生数の推移



出典：宮崎県衛生統計年報

27 合計特殊出生率：15～49歳まで女性の年齢別出生率を合計したもの。

1 人口の推移

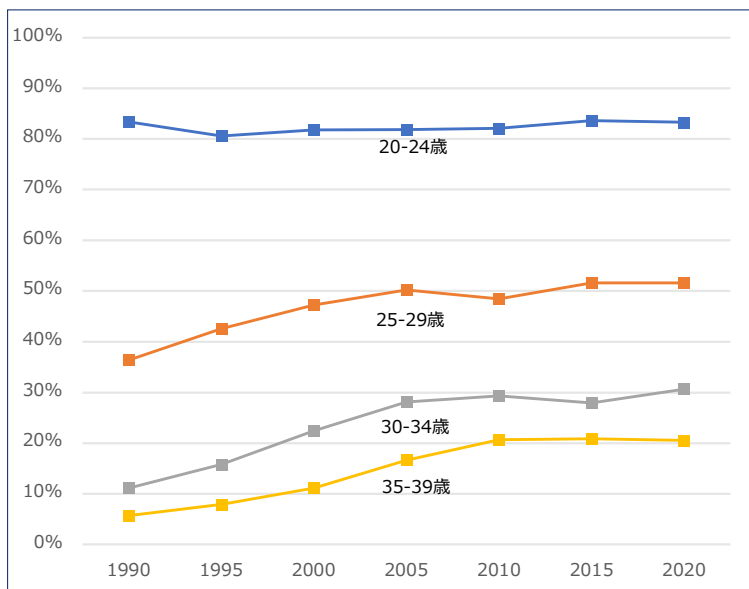
■ 本市における人口の現状と課題

本市の女性の未婚率をみると、20歳から24歳までの女性の未婚率が1990（平成2）年以降ほぼ横ばいで推移している一方、25歳から39歳までの未婚率は大幅に上昇しています。

男性の未婚率も、20歳から24歳までの未婚率が1990（平成2）年以降ほぼ横ばいで推移している一方、25歳から39歳までの未婚率が大幅に上昇しています。

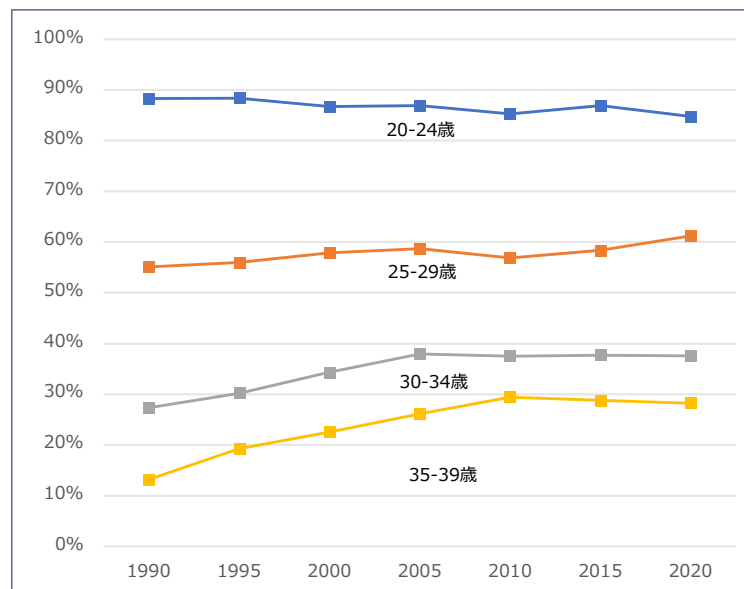
これは全国的な傾向であり、女性の社会進出や結婚に対する価値観の多様化、非正規雇用の増加による収入不安等によるものと推測されています。

図表52 都城市の未婚率の推移（女性）



出典：国勢調査

図表53 都城市の未婚率の推移（男性）



出典：国勢調査

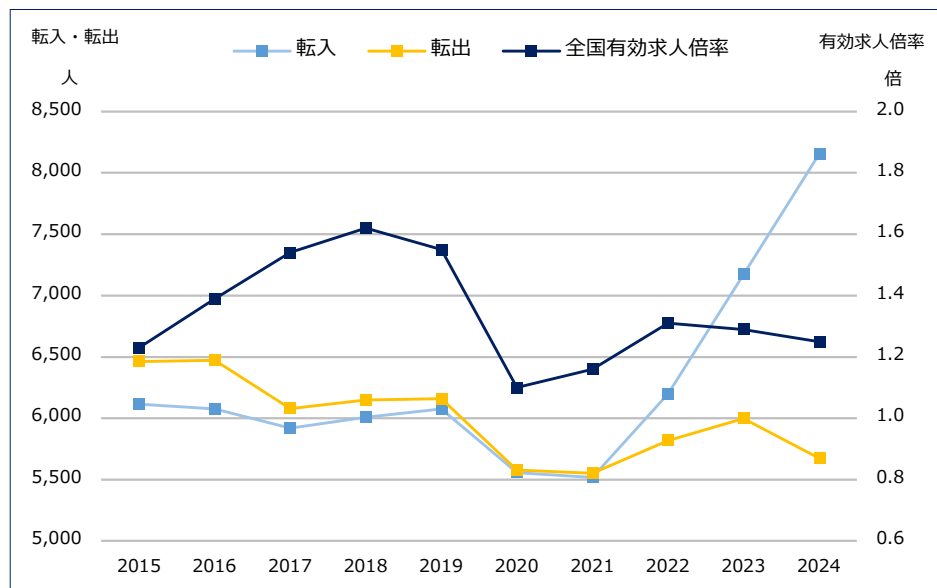
1 人口の推移

■ 本市における人口の現状と課題

本市の転入、転出による人口変化を表す社会動態と全国の有効求人倍率を示すグラフを重ねてみると、正の相関がみられ、特に2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の拡大による全国的な景気の冷え込みが本市の転出入の増減に影響を与えていることが伺えます。コロナ禍では景気悪化による有効求人倍率の下落に伴い、転入者・転出者ともに減少していますが、景気回復による有効求人倍率の上昇に伴い、本市から都市部に向けての転出が増加していることが推察されます。転入については、本市の移住施策等により大幅に増加しています。

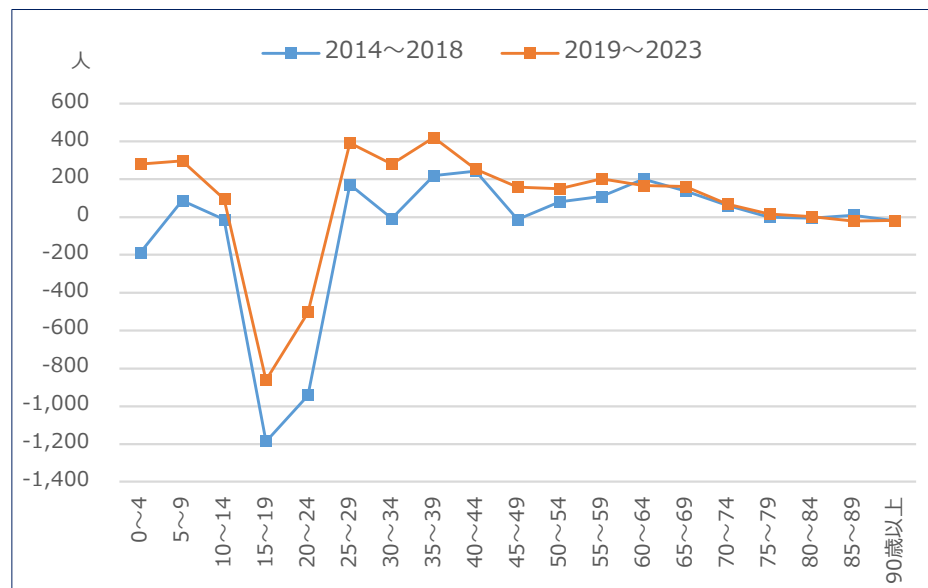
年代別の社会増減は、15歳から24歳までの層で大幅な転出超過となっています。一方、2014（平成26）年から2018（平成30）年と2019（令和元）年から2023（令和5）年の社会増減を比較すると転出超過が抑制されています。

図表54 都城市の社会動態の推移



出典：統計からみた都城

図表55 都城市の年代別社会増減



出典：住民基本台帳

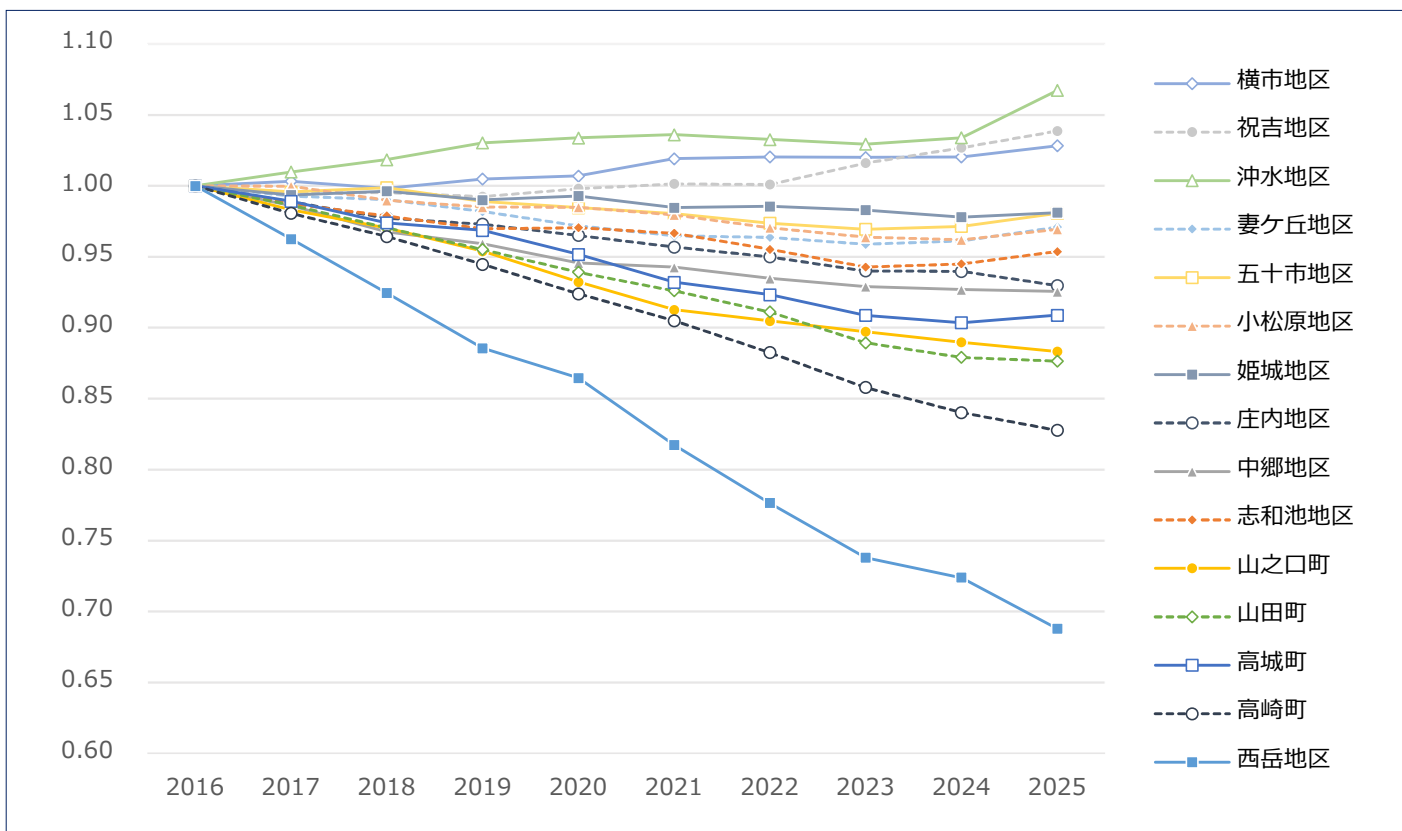
1 人口の推移

■ 本市における人口の現状と課題

本市の地区別総人口の推移を2016（平成28）年の値を基準として見てみると、沖水地区、祝吉地区、横市地区等が人口増加傾向にあるのに対し、西岳地区、高崎町、山田町、山之口町の順に人口減少傾向が大きいことがわかります。

特に、西岳地区は、人口減少のスピードが他地区よりも速く、30%超の人口減となっており、集落機能の維持が喫緊の課題となっています。

図表56 都城市の地区別人口の推移（2016年を1.00とした場合）



注：各年1月1日現在の数値

出典：住民基本台帳

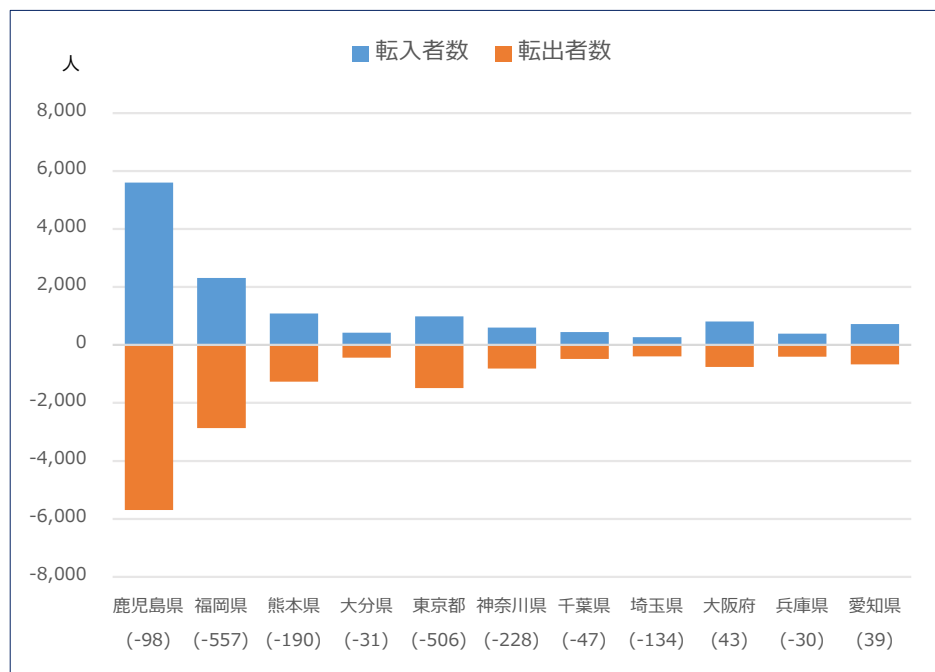
1 人口の推移

■ 本市における人口の現状と課題

県外の移動先別転出・転入状況をみると、鹿児島県が大きな割合を占めており、福岡県、東京都、熊本県が続いています。

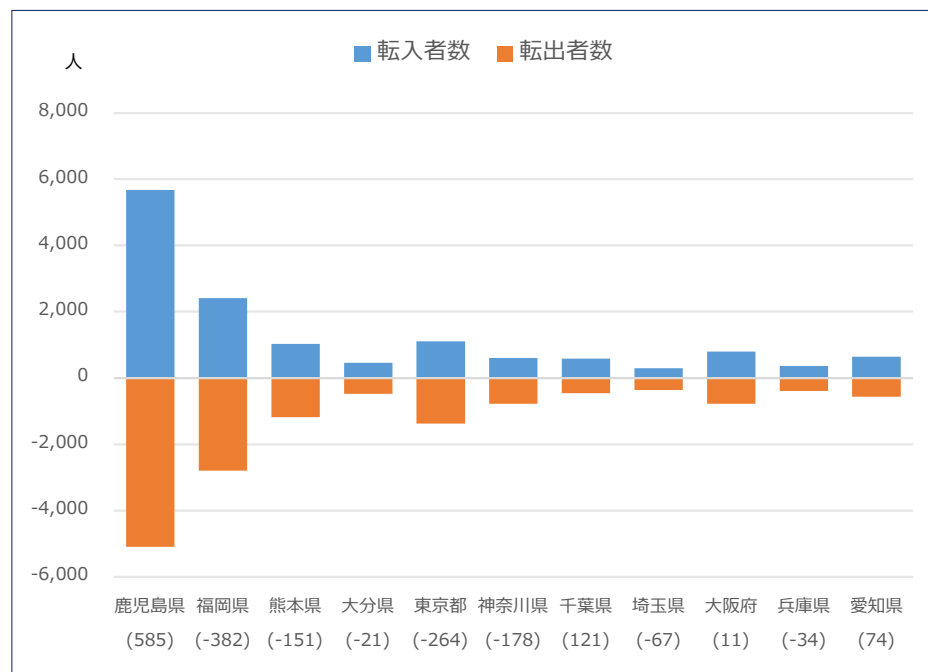
2014（平成26）年から2018（平成30）年までの合計と、2019（令和元）年から2023（令和5）年までの合計を比較すると、東京圏をはじめとし、福岡県及び熊本県などへの転出超過が減少しており、鹿児島県は、転入超過に転じています。

図表57 県外移動先別転出・転入数（2014年～2018年）



出典：住民基本台帳

図表58 県外移動先別転出・転入数（2019年～2023年）



出典：住民基本台帳

2 高まる拠点性

■ 地域の強みを活かす

本市は、九州縦貫自動車道や国道5本、JR日豊本線・吉都線の鉄道網が整備され、40km圏内に志布志港や油津港、宮崎・鹿児島両空港があり、優れた交通アクセスを誇っています。

特筆すべきは、2025（令和7）年3月に全線開通した都城志布志道路です。この全長44kmの地域高規格道路により、都市と志布志港間の所要時間が約70分から約40分に短縮されました。この道路は「防災の道」「経済の道」「医療の道」として機能し、防災体制強化、地域経済活性化、救急医療体制強化に貢献しています。

全線開通は物流効率化や移動時間短縮をもたらし、沿線地域の商工業や農林畜産業の振興に寄与します。特に基幹産業である農林畜産業では、輸送コスト縮減や飼料の安定供給が期待されます。この地理的優位性を活かし、工業団地整備や企業立地を進め、雇用創出と地域産業活性化を図る必要があります。



工業団地（高城）



「都城志布志道路」全線開通記念式典

2 高まる拠点性

■ 地域の強みを活かす

本市は「道の駅」都城NiQLLや関之尾公園をリニューアルし、物産振興・観光拠点として整備しました。中心市街地では図書館や子育て支援機能を集約し、賑わいのあるまちづくりを推進しています。また、日本一の産出額を誇る肉用牛・豚・鶏や上質な焼酎を中心とした観光体験を提供しています。

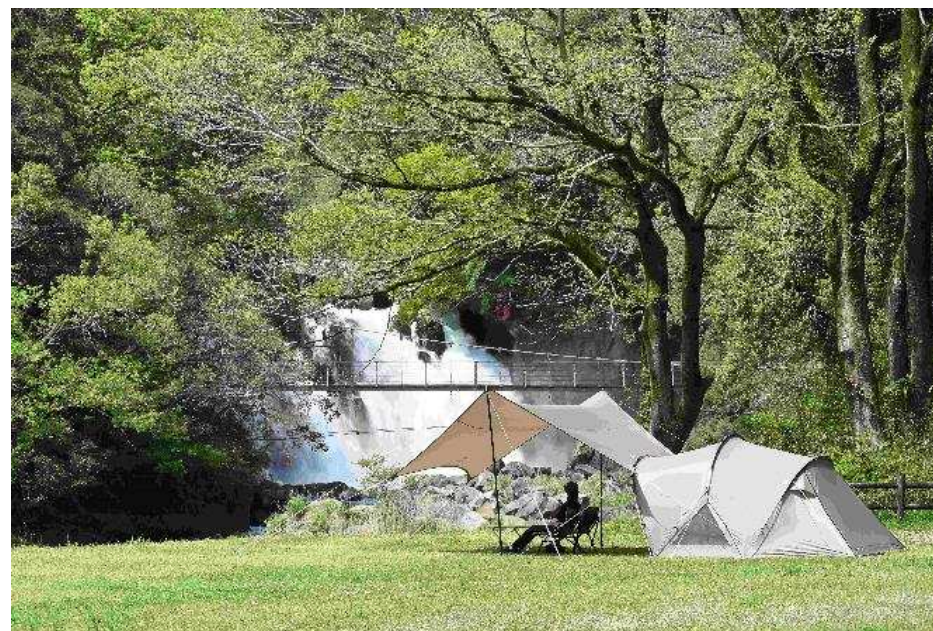
これらの拠点施設や観光資源の魅力を全国に発信し、南九州の中心都市としての求心力を高め、交流人口の増加を図ることが重要です。

2027（令和9）年には宮崎県で第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会が開催されるため、霧島酒造スポーツランド都城（山之口運動公園）や都城運動公園の整備を進めてきました。プロスポーツキャンプの誘致にもつながっており、今後もスポーツを通じた地域活性化を推進する必要があります。

また、観光などによる交流人口のみならず、地域と多様に関わる関係人口の創出を推進していく必要があります。



都城運動公園



関之尾公園（関之尾の滝）

基本構想（本論）

1 基本構想の期間

人口動向や社会経済情勢の変化が生じることを踏まえ、第2次都城市総合計画基本構想の計画期間は、2018（平成30）年度から2025（令和7）年度までとするとともに、第3次都城市総合計画基本構想の計画期間は、2026（令和8）年度から2033（令和15）年度までの8年間とします。

2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
第2次都城市総合計画 基本構想 10年→8年								← 前倒し							
								第3次都城市総合計画 基本構想 8年							

2 目標人口

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）によると著しく減少すると見込まれています。これは、2020（令和2）年の国勢調査結果に基づくものであり、近年の人口動向が反映されたものではありません。

本市では、現在の人口動向を分析し、本市独自の推計を行いました。人口は、今後、本市の施策を展開する上で、重要な要素であるため、基本構想の計画期間の最終年度である2033（令和15）年度末における目標人口を定めます。

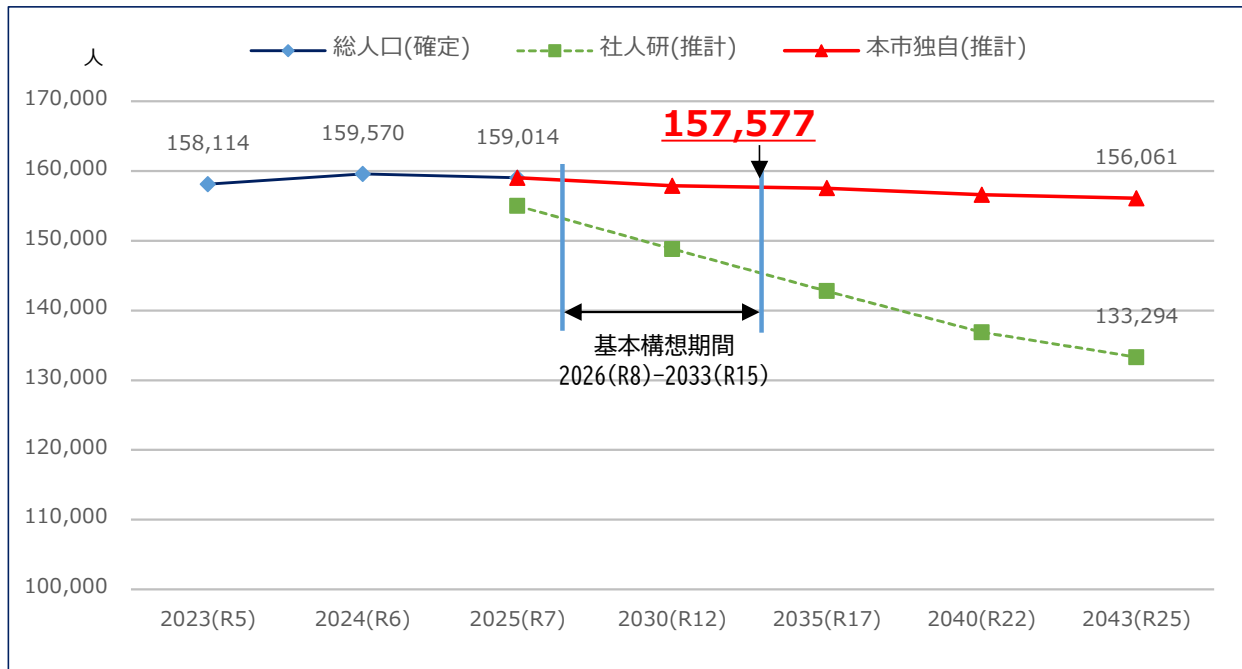
なお、本推計は、2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までを計画期間とする総合計画総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含）で示す人口ビジョンと同様のものとします。

持続可能なまちづくりを進めるため、10年後、20年後の中長期的な視点で、現在の人口を維持する目標人口としました。

結婚・出産・育児までの切れ目ない支援を行い、自然動態の減少を抑制するとともに、転入増と定住性を高めることで社会動態の増加を図ります。

目標人口については、2033（令和15）年度末に158,000人程度とします。

図表59 都城市の将来人口推計



※2025（令和7）年10月1日時点の現住人口を基準に、その後各年10月1日現在の現住人口を推計

※社人研（推計）の2043（令和25）年の数値は、2040（令和22）年と2050（令和32）年の推計から機械的に算出

3 人口維持に向けたまちづくり

本市は、これまで本格的な人口減少・少子高齢社会の到来による社会保障費の増加や、老朽化した公共施設やインフラの維持管理・更新費用の増大などにより、財政状況が厳しくなる状況を見据え、職員数の削減や市債残高の縮減等を進めてきました。一方で、限られた財源をより効果の高い施策に集中的に投資するなど、施策の選択と集中を進めてきました。

近年は、人口減少対策に積極的かつ強力に取り組み、第1子からの保育料・中学生以下の医療費・妊産婦の健診費用の「3つの完全無料化」や国・県の制度より幅広い「移住応援給付金」などの施策を進めています。

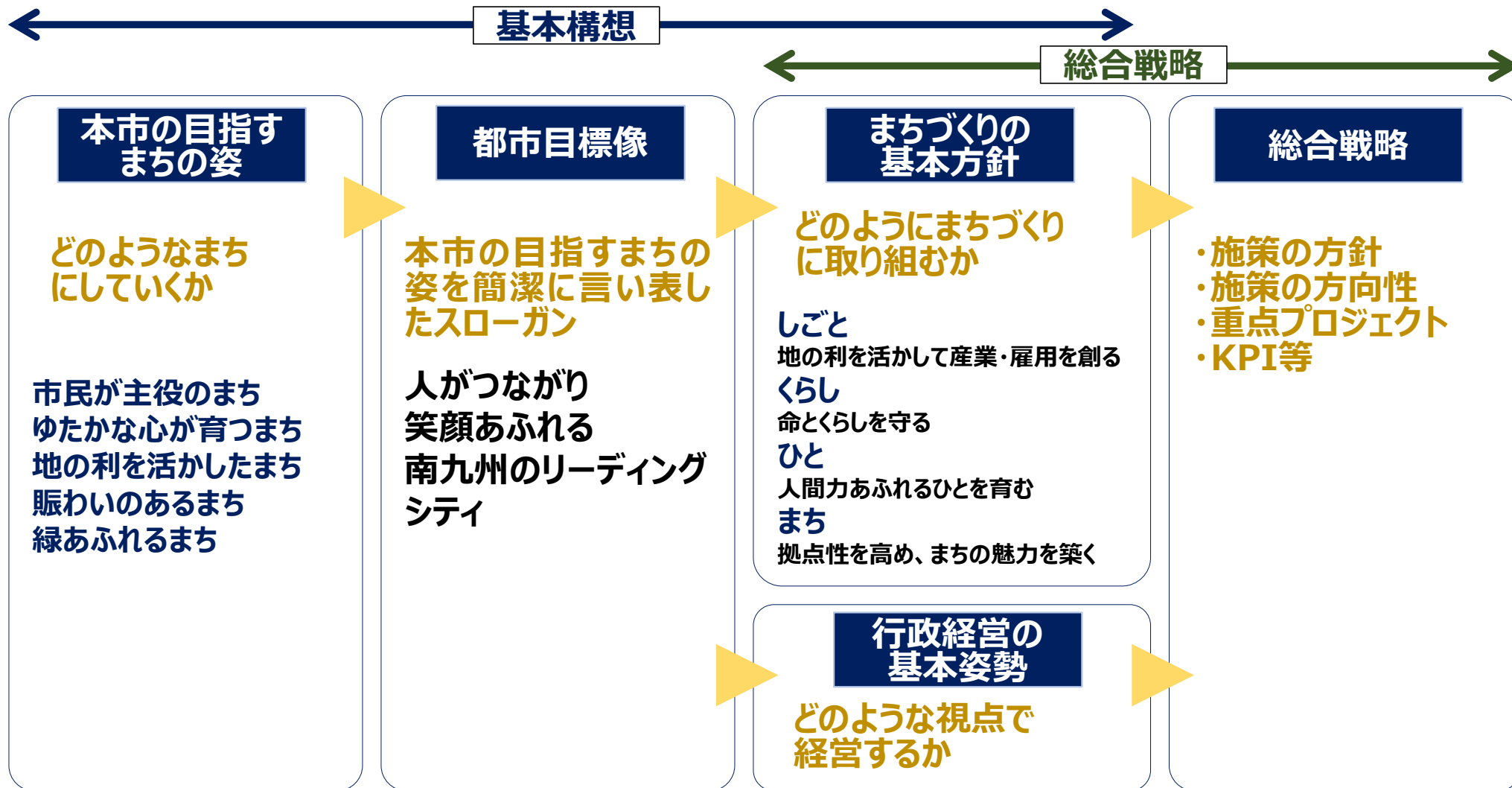
今後は、10年後、20年後に、今の人口を維持させていくため、積極的に社会増に向けた対策を行い、自然減にも歯止めをかけるため、若者が結婚し、子どもを生ま育てたいと思える環境を整えます。また、都市部への転出を抑制するため、国の都市一極集中の是正や地方創生の取組とも連動しながら、国と地方が一体となって進めていく必要があります。これらの取組を進める中では、新たな局面における課題も浮上しており、課題解決に向けた取組も進めます。



4 総合計画の体系と基本構想のフレーム

基本構想のフレームは、「本市の目指すまちの姿」、「都市目標像」、「まちづくりの基本方針」、「行政経営の基本姿勢」の4つで構成します。

総合計画の体系は、「まちづくりの基本方針」と「行政経営の基本姿勢」を踏まえて、基本構想を実現するための具体的な計画である「総合戦略」を体系的に構成し、その総合戦略に基づき各種施策を実施します。



1 本市の目指すまちの姿

第2次都城市総合計画基本構想では、5つの基本理念として、「市民が主役のまち・ゆたかな心が育つまち・地の利を活かしたまち・賑わいのあるまち・緑あふれるまち」を掲げ、まちづくりを進めてきました。

第3次都城市総合計画では、これらの基本理念を「本市の目指すまちの姿」として継承します。

また、「本市の目指すまちの姿」の5つの基本理念と4つの「まちづくりの基本方針」との関連性について示します。

■ 市民が主役のまち

これからのまちづくりは、市民が主役となり行政と協力しながら、多様化する社会課題に対応し、自分たちの願いがかなう理想のまちをつくり上げていくことが大切です。

そのために、市民・自治公民館・まちづくり協議会・NPO²⁸・高等教育機関・企業等と行政がデジタル技術も活用しながら、対等のパートナーとしてまちづくりを推進していくことが求められています。

そのような協働のまちづくりを進めるためには、透明性の高い開かれた行政が前提条件となります。

市民があらゆる分野において必要な情報を容易に取得でき、市民の提案が施策に反映される仕組みがあって初めて、まちづくり協議会やNPOをはじめとする市民の主体的な活動が活性化するのです。

さらに、多様な人材が活躍するためには、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、その個性や能力を発揮できるダイバーシティ²⁹づくりが必要です。

また、地域を支える産業経済の持続可能性が課題となり、本市の財政状況も厳しい局面に入ることが懸念されるため、市民の理解を得ながら、引き続きDXを積極的に推進して、行財政改革を進めていくことが大切です。これからは、実施する施策が適正に評価され、その結果が公表されることで、市民と行政の信頼関係を深めていくことが求められています。

▶「市民が主役のまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「ひと」（市民参加のまちづくり、多様な主体との協働）、「行政経営の基本姿勢」（透明性の高い開かれた行政）に記載します。

28 NPO：Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的課題の解決を目指す民間の組織。

29 ダイバーシティ：異なる背景や特性を持つ個人が存在し、その違いを尊重し合う社会。

1 本市の目指すまちの姿

■ ゆたかな心が育つまち

少子高齢社会にあっては、誰もが健康で安心して暮らし、こどもを生き育て、学び、楽しむことに生きがいを感じ、いきいきと生活できることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりの個性が尊重され、市民が学んだことを十分に活かし活躍できる社会であることはもちろん、充実した福祉サービスや地域で住民がお互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

また、核家族化が進み地域のつながりが希薄化する中、心身ともに健やかな、郷土愛にあふれた思いやりのあるこどもを地域ぐるみで育むとともに、市民が文化芸術、スポーツ、読書にいつでも親しむことのできる環境づくりも求められています。

さらに、これまで各地域で育んできた伝統や祭を次の世代に大切に伝えることや、国際交流等を通じて国際感覚をもった人材を育成することも重要です。

そうすることにより、誰もがここに暮らしてよかったと実感でき、このまちに誇りをもつ、ゆたかな心を育てることができるようです。

▶「ゆたかな心が育つまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「くらし」（子育て支援・健康・福祉の充実）、「ひと」（教育・文化・スポーツ活動の推進）に記載します。

■ 地の利を活かしたまち

本市は、陸・海・空の交通アクセスのバランスがよく、その「地の利」を活かし、南九州圏域における産業、経済、医療、教育、文化の中心としての役割を担い、牽引してきました。

都城志布志道路の全線開通、更には国際バルク戦略港湾である志布志港との接続により、南九州圏域内外はもとより、海外からのひとの流れや物流が大きく増加することが見込まれます。

このため、これらの大きな変化を見据えながら、本市の持つ地域資源に磨きをかけ、地の利を活かしたまちづくりを進めることが重要です。

さらに、圏域の安全・安心を高めるために、地の利を活かして大規模災害等の多様な危機事象に対する後方支援体制を構築するとともに、消防・救急体制の充実を図ることが求められています。

このような取組により、少子高齢社会にあっても、本市が将来にわたり南九州圏域の中心都市としての活力を維持し、発展し続けることができるのです。

▶「地の利を活かしたまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「くらし」（広域的な医療・防災体制）、「まち」（交通ネットワークの強化、広域連携）に記載します。

1 本市の目指すまちの姿

■ 賑わいのあるまち

本市が、いつまでも魅力的なまちであり続けるためには、人々が集い、若者、女性、高齢者がいきいきと働き、地域産業に多様な担い手が育つ、賑わいのあるまちをつくらなければなりません。

そのためには、農林畜産業の振興、企業立地の促進、商業・サービス業の充実、新しい産業分野の創出、若者の定住やUIJターン³⁰の促進、スポーツや観光による交流人口の拡大や関係人口の創出に取り組むことが重要です。

また、今後は、都城志布志道路の全線開通等による広域的な交通ネットワークの強化を活かし、これまでに整備した都市機能等を最大限に活用して圏域全体の活性化を図るとともに、人口維持のステージに対応した生活環境を構築する必要があります。また、公共施設等の集約、中心市街地への都市機能の集積、老朽化が進むインフラの維持管理・更新を計画的に進めていくと同時に、各地域がネットワークでつながることによって、生活に必要な機能を維持し、階層的なコンパクト・プラス・ネットワークを推進することが必要です。

▶「賑わいのあるまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「しごと」（産業振興、雇用創出）、「まち」（中心市街地の活性化、交流人口の拡大）に記載します。

■ 緑あふれるまち

緑は、ひとの心に潤いと安らぎを与えてくれます。緑に囲まれて暮らす私たちは、往々にして自然の大切さを忘れてしまいがちです。自然の恵みを再認識し、この貴重な資源を後世に残さなければなりません。

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、河川水質等の環境問題に対応するためには、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動の見直しとともに、それを継続して実践する運動の積み重ねが求められます。

これからは、市民・企業・行政が一体となって、ごみの排出削減や資源の再利用、そして温室効果ガス削減のための省エネルギーの積極的推進等を図り、気候変動に強い地球に優しい循環型、カーボンニュートラルを目指した脱炭素社会、自然共生の社会を構築しなければなりません。

また、第2の自然ともいわれる田や畑等の農地や山林等の資源も大切に守っていく必要があります。そうすることにより、市民の命の源でもある地下水の保全も可能となります。

このような気候変動対策と環境保全の取組を、市民・企業・行政が一体となって行うことにより、真の「緑あふれるまち」が生まれ、持続可能な環境を次世代に豊かに引き継ぐことができるのです。

▶「緑あふれるまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「まち」（環境保全、循環型・脱炭素社会の構築）に記載します。

30 UIJターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

2 都市目標像

本市が目指すまちの姿は、すべてのひとが希望を持ち、共に創り上げる理想のまちです。

これまでの歩みを礎に、さらに発展させることで、より豊かで持続可能なまちへと進化していきます。

こどもから高齢者まですべての世代が互いに支え合い、多様性を尊重しながら、誰もが自分らしく輝ける社会を実現します。人口動向の大きな変化や気候変動などの課題に直面しても、柔軟に対応し、常に魅力と活力に満ちた都市であり続けます。

そのためには、本市の恵まれた地理的条件、豊かな自然や歴史文化、食といった地域資源、そして何より、ひとが持つ創造力と行動力を最大限に活かすことが重要です。市民と行政、企業、教育機関などが垣根を越えて協働し、デジタル技術も積極的に取り入れながら、理想のまちづくりに取り組みます。

こうした取り組みを通じて、産業・経済の活性化、医療・福祉の充実、教育・文化の振興など、あらゆる分野で南九州をリードする都市として、『**人がつながり 笑顔あふれる 南九州のリーディングシティ**』の実現を目指します。



3 まちづくりの基本方針

本市の目指すまちの姿を実現するために、次の4つのまちづくりの基本方針を定めます。

■ しごと 地の利を活かして産業・雇用を創る

基幹産業である農林畜産業をはじめとした地域産業の振興を図るため、6次産業化や農商工連携による地域ブランドの確立や生産性の向上に寄与する取組を推進します。

また、雇用の拡大を図るため、都城志布志道路の全線開通による地の利を活かして工業団地等の地域振興拠点を整備し、企業立地に取り組むとともに、企業や商店街の多様な担い手を育み、若者、女性、高齢者が安心して働ける環境を創出します。

さらに、地元企業等と連携して、職業教育による企業の魅力を伝え、男女雇用機会均等、非正規雇用者の正社員化、仕事と家庭の両立、働き方改革の推進を図るとともに、移住者や若者の雇用・定住の促進、女性の活躍、外国人材の受入支援等の施策も積極的に展開します。

併せて、中小企業・小規模企業の振興を図るため、経営基盤の強化、人材確保・育成、デジタル化の推進、販路開拓、地域循環などの支援策を関係団体等と一体となって展開し、地域経済の持続的発展を目指します。

[施策の柱]

◆地域産業と中小企業・小規模企業の振興を図り、地域ブランドの確立を進め、競争力を強化します。

◆地の利を活かした工業団地の整備を進め、企業立地を促進します。

◆多様な人材が安心して働ける機会を創出し、移住・定住に取り組めます。



都城IC付近（手前は都城志布志道路と高木工業団地）

3 まちづくりの基本方針

■ 暮らし 命と暮らしを守る

災害は「いつでもどこでも起こりうるもの」として常に意識し、一人ひとりが備えながら、自助・共助・公助が連携した地域社会を構築します。特に発生確率が高まる南海トラフ地震に対しては、建物の耐震化や避難計画の充実など事前の備えを強化するとともに、被災地への後方支援体制を確立します。また、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化に対応するため、河川整備と併せて流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を推進します。さらに、あらゆる災害や危機に備え、医療・消防・救急・交通・防災体制の強化や自治体間の相互協力体制を拡充します。

また、結婚を希望するひとに、出会いの機会を提供し、家庭を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、ライフステージに応じてきめ細やかに支援します。地域の実情にあった保育・教育体制を整備するとともに、人材の確保を図り、保育・教育の質の向上を図ります。医療面では、周産期及び幼児・小児期における、専門医を確保し、医療体制の維持を図るとともに、すべての市民が安心して救急医療を受けられる体制の継続に努めます。

こども家庭庁が推進する「こどもまんなか社会」の理念に基づき、こどもや若者一人ひとりを大切な存在として尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えた施策を展開します。こどもや若者の意見を積極的に聴き、政策に反映させる仕組みを構築するとともに、地域全体でこどもの育ちと子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

さらに、高齢者や障がい者をはじめ、誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図り、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべてのひとが支え合い、自分らしく暮らせる社会づくりを進めます。

[施策の柱]

- ◆災害対策や消防・救急・地域医療体制を確立し、安全・安心な暮らしを確保します。
- ◆若者や子育て世代に魅力ある社会を推進します。
- ◆こどもまんなか社会とこどもの居場所づくりを推進します。
- ◆生涯にわたって誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図ります。



避難所体験

3 まちづくりの基本方針

■ ひと 人間力あふれるひとを育む

社会の持続的な発展に向けて、あらゆる教育の場を通じて、優れた知性と豊かな感性と健やかな体を備え、ふるさとを誇りに思う自立したひとを地域ぐるみで育みます。

また、時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できるひとを育みます。

さらに、人間力あふれるこどもたちを育成するため、こどもたち一人ひとりの学習理解度に応じて、デジタル技術の導入と効果的な利活用を進めるとともに、部活動の地域展開を推進します。また、人々が交流し、磨きあうことによって、ゆたかな心を育むとともに、由緒ある歴史や伝統文化、祭りを承継し、文化芸術やスポーツに親しみ、生きがいをもって暮らせる施策を推進します。

加えて、多様な価値観を持つ市民が年齢や性別、国籍等に関係なく、お互いが理解・尊重しあうとともに、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等との幅広い協働や交流を進め、それぞれが主体的に参画できるまちづくりを推進します。

地域コミュニティの中核を担っている自治公民館による安全・安心なまちづくりの活動を維持するため、自治公民館への加入を促進します。

[施策の柱]

- ◆人間力あふれるこどもたちの学力と愛郷心を育み、個別最適な学びを充実します。
- ◆人々が生きがいを持って学び、交流し、活躍できるスポーツ・文化活動を推進します。
- ◆国際理解を深め、国際交流を進めるとともに、多様性を認める社会づくりを目指します。
- ◆協働と相互理解を進め、多様な主体が参加する地域コミュニティを推進します。



ALT（外国語指導助手）との中学校給食風景

3 まちづくりの基本方針

■ まち 拠点性を高め、まちの魅力を築く

本市は、既存の都市機能や社会資本を活用して圏域全体の活性化を図りながら、良好な居住環境の形成と行政サービスの充実を進めます。老朽化したインフラの維持管理・更新と並行して、地域資源や拠点施設の魅力を高めます。

2025（令和7）年3月に全線開通した都城志布志道路の利点を最大限に活かすとともに、（仮称）都城末吉道路や（仮称）国道222号牛ノ峠バイパス、（仮称）高崎・山田スマートインターチェンジの早期事業化を目指し、広域道路ネットワークを充実します。また、市道整備や多様な交通機関と連携し、公共交通等の移動手段を確保します。これにより物流効率化と地域間連携を強化するとともに、中心市街地の都市機能を活用して若者の定住を促進します。

山之口運動公園や都城運動公園をはじめとしたスポーツ拠点施設を活用し、プロスポーツキャンプやスポーツ合宿を推進するとともに、日本一の畜産物や上質な焼酎を活かした観光体験を推進し、交流人口の拡大や関係人口を創出します。

自然環境保全とカーボンニュートラル実現に向けた循環型・脱炭素社会の構築を目指します。広域化した共通課題に対しては南九州圏域の自治体と連携し、中心的役割を担います。さらに、都城デジタル化推進宣言等に基づき、官民連携してあらゆる分野でのデジタル化を推進します。

これらの取り組みを通じて、南九州の中心都市としての求心力を高め、ひと・モノ・情報が集まる魅力的な拠点都市の形成を目指します。

[施策の柱]

- ◆既存の都市機能を活用し、居心地のいいまちづくりに取り組みます。
- ◆広域道路・交通ネットワークを強化し、拠点性の向上を図ります。
- ◆都城の持つ魅力に磨きをかけ、対外的なPRを強化し、スポーツ・観光により交流人口の拡大や関係人口を創出します。
- ◆循環型・脱炭素社会を構築し、自然環境の保全と地球温暖化対策を推進します。
- ◆南九州圏域の共通課題に対応するため、幅広い分野において広域連携を推進します。



中心市街地中核施設

4 行政経営の基本姿勢

現在の行政サービスを充実させることはもとより、本市の地域資源を将来世代に確実につなぎ、市民一人ひとりが、これからの時代に対応した新たな豊さを得られるよう、すべての市職員が市民と一丸となって、行政を経営する視点に立った創造的な改革を推進します。

■ 創造的改革の推進

本市の地域資源を将来世代に確実につなぐために、市職員一人ひとりが熱意と創造性を持って、施策の目的と目標を明確化し、複雑化、多様化する市民ニーズに応えるため、部門間の緊密な連携体制を構築するとともに、多様な主体との連携を強化し、スピード感を持って先見性のある政策を推進します。

また、地域資源の強みを最大限に引き出せる重点施策を展開するとともに、常に効率性を考え、限られた資源の効果的な活用に取り組みます。

さらに、開かれた行政を推進するとともに、市民のニーズを的確に把握し、新たなデジタル技術等を活用した質の高い行政サービスを効率的に提供します。

[施策の柱]

- ◆職員の人財育成により組織を活性化させ、政策推進力を強化します。
- ◆財政の健全化と公共施設等マネジメントを徹底します。
- ◆デジタル技術も活用しながら行政サービスの質の向上、業務の効率化を図ります。
- ◆市民のニーズに応える行政組織の最適化を推進します。



書かない窓口

資料

■ 策定までの経過

年月	庁内体制	市民参画
2024（令和6）年 6月	庁議（総合計画策定方針） 総合計画策定担当者、リーダー選任 第1回リーダー会議	市民意識調査（ふれあいアンケート）
12月		市議会全員協議会（総合計画策定方針）
2025（令和7）年 5月	第2回リーダー会議	第1回市民委員会（2分野）
6月		高校生アンケート
8月	庁議（基本構想案のパブリックコメントの実施 及び総合計画審議会への諮問） 第3回リーダー会議	第2回市民委員会（2分野） 第3回市民委員会（2分野）
9月		市議会全員協議会（基本構想骨子案） パブリックコメント（基本構想案） 第1回総合計画審議会（基本構想案の諮問） 第2回総合計画審議会
10月	庁議（基本構想）	第3回総合計画審議会 基本構想案に対する答申
11月	庁議（総合戦略案のパブリックコメントの実施 及び総合計画審議会への諮問）	
12月	市議会へ基本構想議案提出 基本構想の議決	第4回総合計画審議会（総合戦略案の諮問）
2026（令和8）年 1月		パブリックコメント（総合戦略案） 第5回総合計画審議会
2月		第6回総合計画審議会
3月～4月	庁議（総合戦略）、基本構想・総合戦略の公表	総合戦略案に対する答申

■ 委員名簿

(2025 (令和7) 年10月現在、順不同、敬称略)

(◎は会長)

氏名	役職等
◎谷田貝 孝	宮崎大学 地域資源創成学部 教授
平岡 直樹	南九州大学 環境園芸学部 教授
田村 隆弘	都城工業高等専門学校 校長
大嶋 一範	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 所長
大田 直	宮崎県地方連絡協議会 (宮崎県北諸県農林振興局) 会長
東 淑恵	都城商工会議所
矢吉 照美	宮崎県農業協同組合 都城地区本部 地区本部長
柿木原 康雄	都城市自治公民館連絡協議会 会長
東郷 研哉	都城観光協会 会長
田口 利文	都城市北諸県郡医師会 会長
杉元 智子	都城市社会福祉協議会 常務理事
岩切 正道	都城市高齢者クラブ連合会 会長
中西 昇治	都城市スポーツ推進委員協議会 会長
深江 祐史	都城市小・中学校校長会 会長
浅井 俊博	都北地区保育連盟 都城支部 支部長

■ 諮問書

都 総 政 第 420 号

令 和 7 年 9 月 8 日

都城市総合計画審議会会長 様

都城市長 池田 宜永

第3次都城市総合計画基本構想について（諮問）

都城市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第3次都城市総合計画基本構想について、別紙（案）を添えて諮問します。

（文書取扱：総合政策部総合政策課）

■ 答申書

令和7年10月17日

都城市長 池田 宜永 様

都城市総合計画審議会
会長 谷田貝 孝

第3次都城市総合計画（基本構想）について（答申）

令和7年9月8日付け都総政第420号をもって、本審議会に対して諮問のありました「第3次都城市総合計画（基本構想）」について、慎重に審議を重ねた結果、これに一部修正を加え、別添のとおり答申します。

本計画は、本市の総合的かつ計画的な市政運営の指針となるものであります。

人口減少から人口維持へと転換する新たなステージにおいて、拠点性が高まるまちの魅力を築きながら、都城志布志道路など地の利を最大限に活かした産業振興と雇用創出、こどもまんなか社会の推進、デジタル技術の積極的活用及びカーボンニュートラルへの取組など、時代の要請に的確に応える内容となっています。

都市目標像「人がつながり 笑顔あふれる 南九州のリーディングシティ」の実現に向け、市民と行政が一体となって、諸施策を積極的かつ柔軟に推進するとともに創造的な行政経営に最善の努力を尽くされますよう要望いたします。

市においては、この答申に基づいて、速やかに第3次都城市総合計画（基本構想）の決定を行うとともに、総合戦略を策定されますよう要望いたします。

■ 主な意見・提案

しごと

地の利を活かして産業・雇用を創る

- ◆ 高校生アンケートでは、都城市が「住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」を選択された方が87%である一方で、どこに住みたいですかについて「九州内の宮崎県外」が40%と多い。その理由として、進学・就職や娯楽、新しい観光、環境、文化を経験など、いろんな意味で外の環境を熱望されていることが見える。
- ◆ 高校生アンケートで出た意見をもとに、こういうものができたというのを高校生や中学生にわかりやすい資料を別に作成すれば、次につながると思う。市役所が考えてくれていると、高校や大学を卒業した後に就職で市外に出た方たちも、都城に戻ってきたいと思うのではないか。
- ◆ 高校生・大学生が高専生も含めて卒業後に地元に残ってもらいたいが、現状は市外に出てしまう。第1次・第2次産業などの働く場所を充実させて、帰ってきやすいまちづくりを進めていく必要がある。
- ◆ 保育士不足対策は、潜在保育士もあり、都城でそういう仕事をしたいと思ってもらうために、何かしらの手立てが必要。

くらし

命とくらしを守る

- ◆ 高齢者の方も、健康寿命を延ばして元気に長生き、病気にならないで健康寿命を延ばしていこうという考えのもと、スポーツを推進している。今後の人口が減らないようにするには、スポーツの推進をして、高齢者の方が健康寿命をどれだけ延ばせるかという視点で、多少なりとも考えていくべきではないかと思う。
- ◆ 高校生のアンケート結果では、「防災体制が充実している」や「消防・救急体制が整っている」の項目が、「そう思わない」とか「わからない」の回答が多い。都城市が防災の拠点などを強調している中で、実際は高校生からみると「わからない」「そう思わない」、あまり評価しないというところが意外に多いと思う。
- ◆ 「防災が整っている」や「デジタル環境が充実する」など、高校生に都城の方向性や政策をアピールすることで、「わからない」が減り、都城市に誇りを持てるのではないかと思う。

■ 主な意見・提案

ひと

人間力あふれるひとを育む

- ◆ 部活動のあり方は、全国のどこの学校に行っても話題になる。部活動は地域移行という表現ではなく、地域展開と名前を変えるべきくらいの状況。完全に成功した自治体はないと捉えており、非常に難しい課題である。
- ◆ 高校生のアンケート結果を前回から比較すると、Mallmallができたことにより、「図書に親しむ環境が充実している」の項目が良くなっている。一方で、「伝統文化が保存され引き継がれている」の項目が少し悪くなっている。都城にもたくさんいいものがいっぱいあって、若い人が古いことに対して興味を持つ取組も進めてもらいたい。
- ◆ 高校生アンケートにおいて、都城市の評価は向上している背景には、高校生の探究学習や、小・中学生の総合的な学習で地域の課題を自分たちで解決しようと取り組む、そういった学習機会が要因にあると思う。自分たちの住んでいる地域を知っているつもりだったが、よく知るとこんな取り組みしているのだと気づきがあることで、評価が上がる部分や、イメージとして残る部分があったのではないか。

まち

拠点性を高め、まちの魅力を築く

- ◆ 中心ではなく中山間地域の園に入園するこどもも保育士も不足しているので、定員を減らしている。この中山間地域の空いている園に、空き待ち児童を預けられるようになれば、園も活性化するのではないか。
- ◆ 高校、大学を卒業した後に就職で市外に就職してから、都城に戻ってきたい人もいるため、そういった人の意見をうまくとり入れることは、移住や人口減少対策を考える上で重要。
- ◆ 交流人口の記述はあるが、関係人口の記述がない。関係人口は、その人が関わる場所を増やしていきましょうという考え方があるのではないか。
- ◆ 都城市は県内で一番長い市道を有しており、維持管理も大変であると思うが、幹線道路よりも地域の道路に目配りしてほしい。
- ◆ 社会、地域、地域住民のあり方というのも考え方を少し変えないといけないし、地域の自治公民館の加入促進の検討会も開かれていれば、今ずっと住んでいる人と、今そういう形でいろんな形で関わってくる、この地域のあり方というあたりが、今後の戦略の中で少し突っ込んで書かれるといいと期待をしている。

■ 委員名簿

(2025 (令和7) 年10月現在、順不同、敬称略)

(◎は会長)

産業・まちづくり

氏名	役職名
◎長江 嗣朗	南九州大学 環境園芸学部 教授
新地 正宏	商工会議所 指導課 副課長
高濱 優子	宮崎県中小企業家同友会 きりしま支部 幹事
四元 貴子	都城公共職業安定所 雇用指導官
徳留 弘二	一般社団法人都城観光協会 副会長
吉村 啓悟	九州電力株式会社 都城営業センター センター長
平井 泉	NPO法人宮崎県防災士ネットワーク 都城支部 都城支部長
岩崎 明日香	株式会社宮崎銀行 都城営業部
瀬治山 宣昭	都城森林組合 事業部 森林整備課 課長
重富 保	ベジエイト株式会社 代表取締役会長
阿加井 秋男	公募
下稻 文晃	公募

健康・福祉・こども・教育

氏名	役職名
◎桑野 斉	宮崎大学 地域資源創成学部 教授
中野 光治	都城市郡医師会病院 事務長
石田 操	都城市地区社会福祉協議会連絡協議会 会長
坂下 邦男	都城市身体障害者福祉協会 会長
原田 佳菜子	都城市社会福祉法人立保育園 認定こども園園長会 会員
竹内 清美	一般社団法人都城芸術文化協会 (都城華道茶道協会 会長)
迫田 真紀子	一般社団法人都城国際交流協会 事務主任
永田 優	祝吉中学校学校運営協議会 会長
朝倉 脩二	庄内地区まちづくり協議会 事務局長
森島 愛子	スポーツ推進委員 副会長
池島 龍	公募
岩崎 咲瑛	公募

■ 主な意見・提案

しごと

地の利を活かして産業・雇用を創る

- ◆ 若年層の流出対策として、中学生を対象とした地元産業の魅力発信強化、地元企業と連携した職業教育の拡充、高校教員への地元企業情報提供の強化を図る必要がある。
- ◆ 畜産を維持しながら、農地を活用した野菜の振興を進めていく必要がある。担い手確保対策と農地の集約・集積は重要。
- ◆ 多様な品目での担い手育成体制の構築、農地の確保に関する支援策の拡充、資金の融通を容易にする仕組みの整備、機械導入における初期投資の抑制策を実施してほしい。
- ◆ 志布志市では、市が独自の農業公社を設置して推進しているので、そういった取組も推進してほしい。
- ◆ 「山を買ってほしい」「土地を処分したい」などの問い合わせが多くなっている。処分したい山林を市が買い取るなどの取組、山林等の所有者不明土地への対応策の構築を進めてもらいたい。

くらし

命とくらしを守る

- ◆ 出会いの場の創出、子育て世代の定住促進、保育施設の適正配置・保育士確保による受入体制強化を進めてもらいたい。
- ◆ 学校と地域の連携を強化、不登校対策を進めてもらいたい。
- ◆ こけない体操の参加者拡大（特に若い世代）、健康寿命延伸による医療費抑制効果の周知に努めてもらいたい。
- ◆ 医師・看護師が、今後、不足しないよう、計画的確保策の強化を進めていく必要がある。
- ◆ 南海トラフ地震が発生した場合、宮崎市を中心に沿岸部の医療機関がストップしてしまうため、広域的なバックアップ体制を県と連携して、役割分担をしておくことが重要。
- ◆ 宮崎県は自殺者が多い。こどもたちや高齢者に向けたものは大切であるが、実際に働いている人達の環境や、丁寧に困りごとを聞くとか、何とかできたら良いと思う。

■ 主な意見・提案

ひと

人間力あふれるひとを育む

- ◆ 外国人は非常に増えており、外国人の雇用などの受入環境整備と共生施策の充実を図ってほしい。
- ◆ 新しい住民が増え、人口増につながっている一方で、公民館の加入世帯は少なくなっている。自治公民館の加入促進に向けた新たな仕組みや広報活動を拡大してほしい。
- ◆ 国スポ開催時における文化的要素の導入、国際交流と連携した文化活動の推進が必要。
- ◆ スポーツ合宿で施設を利用されると、その間、市民利用が制限される。施設利用時間の調整により、市民利用の改善を図ってほしい。
- ◆ 青空ラボやスプリング教室には、近辺に居住する児童生徒でないと通えない現状がある。そのため、地域ごとに不登校のこどもたちが通える場所があると良い。
- ◆ 障がい者スポーツの認知度向上、健常者と障がい者が共に参加できるスポーツ機会の創出、公共施設のバリアフリー化（特にトイレ改修）を進めてほしい。
- ◆ 若い頃からの生活習慣や健康習慣が、高齢になっても元気であることにつながるため、若い世代のスポーツ習慣を促進し、新しくなった施設も活用してもらいたい。
- ◆ 中学校の部活動の先生は、非常に大変な状況であるため、市の方で指導者の募集をして、増えてくれば、中学校の先生方も楽になると思う。

まち

拠点性を高め、まちの魅力を築く

- ◆ 都城市民であることのメリットや他の自治体と比べて何が良いのか、市で取り組んでいる支援について、周知していく必要がある。
- ◆ 地区の特性を活かした振興と地域活性化を進める必要がある。
- ◆ こどもたちの視点で情報発信する力は大きい。若者視点で、こどもたちも巻き込みながら、情報発信とSNS・動画活用などを推進してほしい。
- ◆ デジタルデバイド（情報格差）への配慮、高齢者等への丁寧な対応の維持を図ってほしい。
- ◆ 公園等における雨水貯水機能の強化、田んぼの貯水池機能の活用推進を図ってほしい。
- ◆ 高齢者でも楽しみやすく、まちなかに行きやすい環境や雰囲気づくりをしてほしい。外に出てコミュニケーションをとることで、高齢者が元気になるし、まちなかの賑わいを取り戻すことにもつながる。

都城市総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、都城市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、本市総合計画に関し、必要な事項を調査し、及び審議させるため、都城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員の意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第3次都城市総合計画策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次都城市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を調査及び検討し、行政との連携を図るため、第3次都城市総合計画策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくりに関する市民の意見等の集約及び分析に関すること。
- (2) 総合計画の策定に向けての政策提案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画の策定の推進に関すること。

2 市長は、市民委員会の協議結果、意見等を総合計画に積極的に反映させるものとする。

(委員)

第3条 市民委員会の委員（以下「委員」という。）は、まちづくりに意欲、経験及び識見のある市民等のうちから市長が委嘱する。

2 前項の市民等とは、市内に住所を有する者又は市内に勤務若しくは通学している者であって、18歳以上のものとする。

3 委員の数は、24人以内とし、公募又は推薦によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定が終了した時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めるものとする。

2 会長は、市民委員会を総括し、副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に行政職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

発行年月 2026（令和8）年3月

発行編集 都城市

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL 0986-23-7161 FAX 0986-23-2675

<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp>
